

第一百一回国会 商工委員会 議 録 第七号

昭和五十九年四月三日(火曜日) 午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 梶山 静六君
- 理事 浦野 休興君
- 理事 森 清君
- 理事 城地 豊司君
- 理事 長田 武士君
- 理事 甘利 明君
- 理事 大島 理森君
- 理事 加藤 卓二君
- 理事 木部 佳昭君
- 理事 高村 正彦君
- 理事 野上 徹君
- 理事 原田昇左右君
- 理事 古屋 亨君
- 理事 伊藤 忠治君
- 理事 後藤 茂君
- 理事 横江 金夫君
- 理事 渡辺 嘉藏君
- 理事 中川 嘉美君
- 理事 福岡 康夫君
- 理事 伊藤 英成君
- 理事 小沢 和秋君

出席政府委員

- 通商産業大臣 小此木彦三郎君
- 公正取引委員長 奥村 栄一君
- 事務局取引部長 佐藤 信一君
- 通商産業政務次官 佐藤 信一君
- 通商産業大臣官房長 福川 伸次君
- 通商産業大臣官房審議官 棚橋 祐治君
- 通商産業省通商政策局次長 村岡 茂生君

委員外の出席者

- 通商産業省機械情報産業局長 志賀 学君
- 通商産業省生活産業局長 黒田 真君
- 中小企業庁長官 中澤 忠義君
- 農林水産省農蚕園芸局副系課長 高木 賢君
- 労働省労働基準局賃金福祉部企画官 藤井紀代子君
- 労働省職業安定局雇用政策課長 佐藤 仁彦君
- 商工委員会調査室長 朴木 正君

委員の異動

- 四月三日
- 辞任 英雄君 補欠選任 大島 理森君
- 辻 英雄君 大島 理森君
- 浜西 鉄雄君 伊藤 忠治君
- 青山 丘君 伊藤 英成君
- 同日 辞任 補欠選任 大島 理森君
- 大島 理森君 辻 英雄君
- 伊藤 忠治君 浜西 鉄雄君
- 伊藤 英成君 青山 丘君

四月三日

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

同月二日

企業管理士法の制定に関する請願(沼川洋一君紹介(第一八七七号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

○梶山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。和田貞夫君。

○和田(貞)委員 繊維工業構造改善臨時措置法の答申に基づくものによるところが大いかわけであります。まず、昨年の十月に出された答申の問題でございます。

御案内のとおり繊維産業というのは、大手の紡績会社から、中堅の企業があり、中小の企業があり、末端に至りましたら、いわゆる質機、質加工者が存在するわけでありまして、また雇用労働者も、条件に比較的恵まれた大企業に働いておる労働者もあれば、中小零細の企業に働いておる労働者もあり、非常に多岐にわたっておるわけです。

そこで、大臣の諮問に係る答申の審議についてでございますが、確かに織工審なり産機審の審議の委員は、今指摘をいたしましたような各層あるいは専門家の学者の先生等々が網羅されておるわけです。この答申の最初にも書かれておるように、確かに審議会の委員には多岐にわたる各層が網羅されておるが、その結論をつけるに当たっては、主として合同政策小委員会あるいは専門委員会によって最終的な結論が出されて文書化されておるといふ気がしてならないわけでありまして、果たして、今指摘をいたしましたように、特に中

小零細の企業に働いておる雇用労働者の代表あるいは質機業者を中心としたそういう末端の作業をやっておられる方々の意見というものがこの中に反映しておるのかどうか。今後の繊維産業を問うに当たって非常に大事なことでございますから、その点についてきょうは大任がおりますが、大臣からその点を質問したいわけでありまして、大臣からの答弁は後に譲りまして中小企業庁長官から、ひとつ大臣にかわってお答え願いたい。

○黒田政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、ただいま改正をお願いしております繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正を立案する過程、前段階といたしまして、通商産業大臣から、実は一昨年の夏前でございますが、繊維産業の今後のあり方をめぐって施策のあり方はいかがすべきやという諮問をいたしました。その諮問を受ける形で、繊維工業審議会それから私も産機審議会の中に繊維部会というものがございまして、その合同会議というものを組織いたしました。昨年の十月末まで非常に長期にわたりました。いろいろな繊維産業をめぐる諸問題あるいは施策のあり方について御議論をいただいたわけでございます。そして、その審議会には各般各層の代表の方々に御参加をいただいて議論をし、答申の形で取りまとめたのでございます。こういうことでございます。

確かに、大変大人数の会合でございますので、実際には会議の形式といたしましては、合同会議の全体会議というものの開催回数というものは限られたものにならざるを得ません。したがって、そのもとに合同政策小委員会というような、より議論がしやすい場をつくりましたし、さらには、その下に専門委員会とかワーキンググループというふうな、どんどん小さなグループというものをつくって、より専門的に掘り下げた議論をし

ていただいたということで、そういうところから逐次積み上げられてきて最終的な答申がつくられた、こういうことでございます。

したがって、その一番作業単位として小さいワーキンググループにすべての者が参加していただくことになりまして、そこはおのずからメンバーは絞り込まれておりますが、できるだけ広範な方々の御意見を伺うことに私どもも常々心がけてきているところでございまして、そういう小グループの作業におきましても、十分関係の方々の御意見を聞くように努力いたしました。特に審議会の委員との関係で申しますと、実は昨年の初めの段階で中間取りまとめという基本的な方向を出して世に問うております。その段階で全体会議というものを二月三十日に開きまして、そこで御意見を伺うと同時に、その審議会の場で直ちに御発言がなければ意見を伺ったということではないわけでございまして、その中間取りまとめの文書というものは広く国内に配付いたしました。御意見はどうかと伺いまして、その中に御意見のある方々とはお会いをしましょうという機会を多く持ってきたわけでございまして、したがって、私も、いろいろな方々とお会いする機会もつくってございますし、また、年央の七月十七日でございますけれども、大体的な方向ということを専門委員会が出した際にも、これは合同会議を開催いたしました。皆さんにその要旨を御紹介すると同時に意見をまた伺う、そしてそれらの意見を全部集約した形で、最終的に十月三十一日に答申というふうなまとまったわけでございまして、御指摘のように合同会議というものは非常に広いものを含んでおいて、会議の回数も必ずしも多くなかったかもしれないけれども、しかし、それはすべてのもっと小さいグループで行われる議論を十分集約する形で、そしてそういう方々の御意見を伺う機会をつくる形で取りまとめをしていまして、私どもといたしましては、末端

の零細な企業の方々あるいはそこに働いておられる方々の御意見というものは十二分にこの答申の中には反映されている、かように考えております。

○中澤政府委員 答申作成の過程におきます繊維業界の意見の反映という点につきましては、今、生活産業局長が御答弁したとおりでございますけれども、中小企業政策の中におきます繊維問題、特に、すそ野の広い中小零細企業が幅広く繊維産業に展開しておりますので、中小企業庁といたしましては機会あるごとに、このような業界からの御意見も拝聴いたしますし、また中小企業政策の中にも繊維対策としての、もろもろの技術あるいは生産性の向上等の政策を織り込んでまいっておりますつもりでございます。先生の御指摘のように、中小企業政策としても業界の意見を十分承っておりますという方針でございます。

○和田(員)委員 形式的なことを私は答えてくれと言っておるのじゃないのですよ。確かに御答弁のあったのは、それは形式的にはそうなっております。代表も入っております。あるいは中小の雇用労働者の代表も入っております。しかし、現実的にこの答申の表題の最初に書かれておるように、合同政策委員会を七回開いたというのです。専門委員会は二十二回開いたというのです。あるいはワーキンググループの三十六回を開いてトリーキングしているというところは書いておるわけですが、審議会自体が全く形式化されて、そこに入っております。今指摘をいたしました消費者の代表やあるいは中小の雇用労働者の代表というものは、この合同政策委員会の中にもあるいは専門委員会の中にも入っております。その作業を進めて文書化して結論づけるというものは、主として専門委員会が実質的にこの答申の作業をやっているんじゃないですか。そういうところに入っていないんじゃないですか。やはり今後の繊維産業を考えると、今日まで置かれてきた繊維産業の実態なり、なぜそういう

ような今日の繊維産業の混沌とした状態が存置されておるかということもきちっと把握して、その上に立ってかかあるべきだという答えを出さない限りは、文書化に終わってしましますよ、実態をきちっとつかむために私は言っておるのです。あなたの答弁のように、形式的に審議会の委員があつて、それは意見も聞くようにしておるか、あるいは審議会の委員に別段の御意見がなかったか、そういうようなことをお答えになったが、私が質問しているのは零細業者の意見あるいは零細に働く雇用労働者の意見、あるいは強いて言うならば消費者の代表の意見というものは入っていないということをおっしゃるのですが、それはどうですか。

○黒田政府委員 審議会自体には各般各層の方々の代表に入つていただいておりますが、実際の作業をいたします専門委員会等の段階に同じ方々をすべて網羅しようということになりますと、それは結局非常に大きな全体会議を数回開くという実行上極めて難しいことになるとございまして、そこはある程度メンバーを絞り込んだ形で詰めた議論をしていただかざるを得ないというのが実際上の進め方としての制約でございます。しかしながら、そのことが、その会合に参加しておられない方々の御意見を伺わないとか、形式的に大きな審議会での御発言だけで意見を伺ったことにするという意味では全くないわけでございます。あるいは直接お会いしてお話をし、あるいは御意見を伺う機会を設ける。そして、さらにそれにつけ加えて、御意見があればそれを文書等の形で出していただくという機会は各会合ごとと呼びかけを行つておるわけでございまして、そういうものも多数私どももいただいておりますが、そういうものも全部勘案しながら専門委員会等の段階で文章化していく、そして最終的に合同会議の場でそれを御確認いただく。そして、その際もできる限り事前にごらんだきまして、御意見のあるところ

はそれを取り入れるということでございます。確かに、すべての会合にすべての方が参加しておられるというふうな形式を確保することはできないというところはございまして、御意見だけは十二分に伺うつもりでやってきましたと思ひますし、私ども可能な限りでは御意見を吸い上げさせていたいただいております、かように考えております。

○和田(員)委員 そういふつもりかも知れませんが、私の方の見の限りにおいては、そういうような作業が進められておらないために、この答申の内容を見ても、あるいはこれからあなた方が新しい時代の繊維産業を進めていく、しかも先進工業国型の繊維産業を進めていくということが、言葉ではあつても実態が伴つておらぬ。例えば、それがために零細二次加工業者あるいは中小の産地問屋の保護育成の政策というふうなものについての提起というのは極めて不十分でありますし、あるいは消費者のニーズに応じた繊維産業の進め方といったところで、消費者がどういふように考えておるかということが、具体的に専門委員会や合同政策小委員会の意見を聞く場というものを求めておらないわけでありまして、非常にその点は欠けておるといふように私は思つております。あるいは、特に末端の賃機加工業者が、いわゆる雇用労働者の最低賃金をも保障されないような加工賃で辛抱させられておるといふところから、雇用労働者、特に繊維産業は他の産業に比べて極めて劣悪な労働条件の中に放置されておる。肝心かなめの働く労働者が繊維産業に対して魅力を感じるという形がなければ、先進工業国型の繊維産業を目指していったところで、肝心の働く者がそういう気にならなければこれはどうにもならないんじゃないですか。そういう点がこの答申の中にも極めて欠落しておるし、あるいはあなた方の今後の繊維産業の進め方についてもその点が極めて不十分であるし、余力力こぶしを入れた政策を出そうとしておらないということが如実にうかがわれるわけですか。そういう点はどうですか。

はそれを取り入れるということでございます。確かに、すべての会合にすべての方が参加しておられるというふうな形式を確保することはできないというところはございまして、御意見だけは十二分に伺うつもりでやってきましたと思ひますし、私ども可能な限りでは御意見を吸い上げさせていたいただいております、かように考えております。

○黒田政府委員 確かに、繊維産業というものは極めてすそ野の広がり広い産業でございますが、同時に発展途上国、工業化の発展段階の初期にどの国でも発展をするということで、非常に発展途上国型の労働集約的な産業だ、従来そういう理解があったように思いますが。その結果、ややもすれば後から追いつかれていくのをどうやって逃げていくかというふうな形で、衰退の運命があるというふうな一般的には考えられていたかと思えます。

しかしながら、確かにそういう要素がないわけではございませんし、現実に発展途上国の追い上げによって置きかえられた部分は相当多いわけでございますけれども、ある部分置きかえられた後の現状を見ると、それはもう先進国が持つているポテンシャルを生かさなければ発展しないような産業だ。むしろそこには相当な飛躍の余地がある、再生の余地があるということで、非常に前向きの将来展望を打ち出したという意味におきまして、繊維産業がやはり発展可能な産業であるということも申すことが、そこへ働かざる者の方々にとつても必要なこととすし、また優秀な人材を集めることができるということでありまして、産業が将来ビジョンを持って、そこに大きな発展の可能性があるとすることがまず一番基本的な条件ではないだろうかということ、今回のビジョンは、まずそういう前向きな方向を打ち出すということ、関係の労働者の方々からも基本的には御評価をいただいております、かように考えております。

○和田(員)委員 これは議論が並行していくわけですから、私はやはりひとつ、これからの繊維産業をいかにあるべきかということを非常に真剣に心配をする限りにおいて、いろいろと私なりの考え方をこれから述べていきたいと思っております、ひとつ私も真剣に考えるわけですから、あなたの方も取り入れるべき点は率直に認めて取り入れる、そういう姿勢を示してもらわないと、これは議論が前に進まないから、その点は特にひとつ

よろしく願いたいと思うのです。

私は先ほど少し申し上げましたように、今日の実態というものはやはりきちっと把握をして、その実態をどういうふうな発展させていくかというところが非常に必要であると思うのです。今日、下請加工賃が、申し上げましたように最低賃金に満たない。そういう中で押しつけられ、買いたたかれ、しかも不正な取引条件が存在してあるにもかかわらず、これを改善しようとして認認してきておるといふところに、すそ野の問題が解決しないし、それがまた足引つ張りになって、雇用労働者が雇用不安と労働改善がなされないで、非常に繊維産業に働く労働者としては魅力がなくなつてきておるといふように思うわけであり

したがって、そのような問題をやはりきつと踏まえて、そして対策を立てていく、政策を進めていくということではなければならないと思つて、中小企業庁なりあるいは通産省として、繊維産業の今日のそれぞれの分野にわたつての加工賃がどういふような実態にあるか、あるいは取引条件がどういふような取引条件に、現実の問題として置かれておるかというふうな点について調査をされて、そしてその実態を把握されておりますか。

○黒田政府委員 確かに買いたたきの例あるいは非常に低廉な加工賃というふうな点については、いろいろお話を伺つておるわけでございます。ただ、これを私どももいろいろ調査をすべく考えてみたことがあるわけでございますけれども、極めて複雑に条件が入り組んでおりますので、なかなかそれらを比較可能な形で正確なデータというものがとりにくい。あるいは事業者の側にとつては、そういう報告をすること自体が非常に事業の秘密に属するとか、あるいは負担になるというふうなことで協力を得にくいというところでございまして、断片的な知識という形では一部持つておりますけれども、組織立った形での調査というところは、どうも残念ながら行い得ていない状況でござ

いたします。

しかしながら、このまま放置していいということではもちろんないわけでございまして、今後ともやはり先進国型という以上は、加工賃の段階においても十分適正なものが支払われるような形が望ましいわけでございまして、そのためには、それぞれそのいふた零細企業の方々が過当競争を排しながらできるだけ技術的な能力を高めて、加工を頼む側の親機なり産元なりとの立場を強化していくというふうなことを通じて進めていかざるを得ないというふうなことを考えます。

他方、それが非常に目に余る不当な優越的地位の乱用、非常な不当な取引条件の押しつけというふうなことがあれば、それは当然独占禁止法なり関係の法律によつて律せられるべきものだと思いますし、そういう際には、関係省庁とも十分御相談をしながら対処はしていくべきである。しかし、そこまで極端なケースになればそういう法の制裁はございまして、その途中の段階で、これを行政的な形で改善していくということについては、今後とも努力はするつもりでございますけれども、実際上はなかなか容易でないというふうなことを考えております。

○和田(員)委員 実態把握をするために調査をこれからやるというつもりはありますか。

○黒田政府委員 確かに実態把握をするというところがいろいろな政策の前提でございますが、先ほども申しましたような理由で、組織的に調査を行えば客観的なデータが直ちに入手できるというふうにも直には考えられませんので、いろいろな角度から情報というものを集める努力はぜひしたい、かように考えております。

○和田(員)委員 労働省来ておられますね。労働省の方では加工賃の実態というものを把握しておられるわけですか。けれども、取引の条件とか、あるいは委託者が直接加工業者に委託する場合もあれば、中間的に代理委託をしたり、いわば真ん中に入つて、そして悪い言葉で言うならば加工賃をピンはねする、そういうようなものも介在して

る、そういうシステムについては、これは労働省の方は専門的じゃないわけだから把握しておられない。だから、そういうものはあなたの方で、やはり所管の通産省がやらない限りはどうかにもならぬわけですがね。そういう点を含めて調査をして、そして今日の繊維産業の実態、特に末端におけるところの取引の実態あるいは加工賃がどういふ状況にあるか、そういう実態というものを把握して、それをいかにすべきか。改善していかなければ先進工業国型の繊維産業の政策というものは進められないということになるわけですから、そういう点での調査をされるという意思はありますか。

○黒田政府委員 繊維産業というものが非常にすそ野が広くて、そこに各加工段階がそれぞればらばらにと申しますか、分断されて存在しておりますし、その間にまた流通業者が介在するという点で、極めて特有の流通構造が形成されていることは御指摘のとおりでございます。しかも、その取引慣行と呼ばれる実態の中には、歴史的に非常に長い時間をかけて形成されてきたということのようにありますが、外から見ると相当不合理と思われような、あるいは一方的な、力の強い人が押しつけているのではないかとというような例が多く指摘されているところは私どもも十分認識しております。したがって、繊維産業におきまして取引慣行をどういふふうな近代化するかという点は、私どもも非常に大きな課題だということも考えておまして、実は関係業界挙げて繊維取引近代化推進協議会というふうなものを組織していただいて、何とかその改善に努力してほしいというふうなことで進められておるところでございます。

当然そういう作業の前提といたしまして、取引慣行の調査、実態把握ということ、その推進協議会では大体的に毎年調査を行うということ、現在まで来ておるわけでございまして、大きな方向としては極めて徐々にではありますが、少しずつではあります、改善の方向には向かつている、かように考える次第でございます。

○和田(員)委員 労働省来ておられますのでお尋

ねします。繊維産業の部分に限ってちよつとお答
え願いたいのですが、家内労働法に基づきまして
最低工賃が、現在多岐にわたつておりますけれど
も、どういふような実態にあるかということをも
とつ報告してください。

○藤井説明員 工賃の低廉な家内労働者の労働条
件の改善を図るため、都道府県の労働基準局長
が、三者構成の審議会の意見を尊重しまして最低
工賃を決定することとなっております。業種は多
岐にわたつておりますけれども、件数で見まして
全国的に大体百八十件ちよつとございまして、
繊維産業が割合は多く占めております。

○和田(員)委員 最低工賃が決定されております
が、例えばタオル製造業については五十五年四月
二十五日に最低工賃が決められて、そしてことし
の二月になつてようやく改定された。三年間放置
されているわけですね。男子の既製洋服製造業に
ついては五十四年十二月五日に最低工賃が決定さ
れて、そして四年間も放置をされて今なおまだ審
議中ということでしょう。ほかの、ワイシャツの
製造業とか婦人既製洋服製造業とか、よこ編
みメリヤス製造業とかいふような業種について
の最低工賃というのは、改定しようというふうな
審議さえもまだやられておらない、過去に決めら
れてそのまま放置しておる、こういう実態です
ね。

○藤井説明員 ただいま先生が御指摘なされた件
は大阪の例かと思ひます。

タオルにつきましては五十五年に発効されまし
て、先生おっしゃつたように二月に諮問いたしま
して、現在答申をいただきましたので近く発効す
る予定でございます。

先生御指摘のように、最低工賃は、決定してか
ら少し日にちがたつて実効性が失われていくので
はないかという御議論がございまして、私
ども中央家内労働審議会という三者構成の審議会
がございまして、そこで最低工賃の新設、改正に
ついてどうやって進めたいかということでは御
審議をいただきまして、五十七年の七月に報告を

いただいております。それに基づきまして私ども
鋭意新設、改正に努めているわけでございますし
て、今、長期的な計画も立てまして推進しておる
ところでございます。

○和田(員)委員 これは通産省に聞いてほしいの
ですが、私は大阪の例を挙げたのです。例えば、
一つの例を挙げますと、手動編み機による作業の
場合に、雇用労働者の一時間の平均賃金が八百七
十四円四十六銭です。一日八時間で六千九百九
十五円六十八銭、二十五日、一月労働いたして十
七万四千九百二円、他の産業の雇用労働者の平均
賃金と比べましても極めて低いわけなんです。と
ころが、これが家内労働者の場合を見てもみま
すと、一日当たりの作業時間数が、雇用労働者と違
まして平均十・九一時間働いているのです。そし
て一月平均の加工賃が十七万一千八百七十七円、
これしかないのです。しかも手かがり作業の
工賃に至りましては、これは女性の方が主として
おるわけですが、一月月の平均二万九千二百八十
六円という数字になつてくるわけなんです。この
のが未端の作業をやつておられる方々の実態であ
るといふことを通産省が把握をしてもらわない
と、口先だけで先進国型の繊維産業を目指してと
言つたところで、こんな実態が放置されておつて
そういうふうになつていきますか。私は、そ
ういふふうな実態を通産省が把握しない限り、答
申がいかにもいいことを書き並べられたところで
繊維産業全体が前向きになつて政策を進めていくこ
とは非常に難しいのじゃないかということも言
たいわけなんです。そういう実態を把握するため
に通産省自体が、なぜそういうふうになつておる
かということ調査をいただきたいということも言
つておるわけですね、いいですか。

○黒田政府委員 御指摘のような実態があるとい
うことにつきまして、膨大な組織的な調査という
形はとつておりませんが、私どもも産地の状況等
聞き取り調査あるいは県の調査等を活用いたしま
して、できるだけ正確に把握をし、未端では確
かにそういう実態があるようございまして、そ
ういふものがどういふ理由で起こっているか、非
常に厳しい競争の中でそういう状況が発生してお
るように思ひますが、できるだけ適正な加工賃が
出るような、そういう取引が可能になる、それ
が理想でございますので、そういう方向に向けて
努力をしたい、かように考えます。

○和田(員)委員 労働省にもう一つお答え願いた
いのですが、家内労働法によるところの家内労働
手帳というのが今どのぐらゐ発行されておるの
ですか。

○藤井説明員 家内労働法に基づきまして、委託
者が家内労働者に委託をする場合には家内労働手
帳を交付しなければならぬということになつて
おります。現在、交付率といつたしましては大体七
割程度と考えております。

○和田(員)委員 どころから七〇%という数字が出
てきたかわかりませんが、これは通産省聞いてほ
しいのです。労働省は家内労働手帳が未端の加工
者に七〇%交付されていると言つておるわけ
も、大阪に泉大津市というところがあります。泉
大津の市がこの実態を調査しました。その結果、
家内労働手帳が交付されておるのはゼロです。こ
ういふ実態があるということをもつ指摘したい
のです。したがしまして、そういうふうなことで
ございまして、おのずから一体委託者が幾らの
工賃で加工させておるか、支払いがどうなつて
おるか、その実態さえもつかめないのですよ。
委託者と未端の加工者との間にそういう取引がさ
れておるといふのが実態なんです。しかも直接メ
ーカ一なり製造者が委託するんじゃない、先ほ
ども指摘をいたしましたように、請負的な仲介委
託あるいは代理的な仲介委託というのがなされて
おりますから、全く加工に対するところの取引の
条件が把握されておらない、把握できない、明確
でないのです。本来、契約というものは文書、契約
書によるところの契約を建前としなくてはなら
ないわけですね。それがどういふ実態なんですか。
こういう実態で、どうして先進国型の繊維産業に
志向していただけるのですか。あなたの方が調査をし

ようと思つても、調査のしようがないですよ。私
は未端のことを言うておるのです。そういう実態
はやはりきちつとして、そして不公正な取引が行
われないうちに、公正な取引ができるように、そ
のことをまず進めることによって適正な取引の中
で適正な工賃が生まれてくるのです。そういう実
態をあなたは知つていますか。

○中津政府委員 私から、下請取引の適正化とい
う観点からお答え申し上げたいと思ひます。

下請取引が適正に行われることにつきまして
は、下請取引の関係法令がございまして、公正取
引委員会と中小企業庁がその適正化に対する調査
及び立入検査を行つておられて、不当なものに
つきましては措置請求等の措置を講じておりま
す。

先生御指摘のように、下請の問題が中小企業者
にとつて非常に重要な問題でございますので、
年々調査と立ち入り等の措置につきましては力を
入れておられますけれども、五十九年度につきま
しては初めて親企業者すべてについて調査を行
う、五十九年度の予定では五万八千件の書面調査を
いたしまして、その実態の把握に努めるとともに、
不当なもの、不当な値引きあるいは適正でない代
金の支払い等については、下請取引の適正化法の
観点から、中小企業庁としても公正取引委員会と
協力しながらその是正に努めていくという立場
で、この関係は正に努めたいと思つております。

○和田(員)委員 時間の関係もありませんから、ま
たの機会もあると思ひますが、しかし、この法案
の審議に当たつて、やはり言いたいことがあるわ
けです。

特に繊維産業というのは、あなたの方の方も、今
労働省の言葉もあり、把握をしてもらつたと思
いますが、一つは未端の賃加工者、そういう人た
ちがグループ化するための協業化、共同化、共同経
営化というものを図つていくための措置を行政指
導する。ただ協業化しなさい、共同経営しなさい
と言つたところで、なかなかそういうふうにはな
らないわけですから、答申に言われているよう

に、自助とか自力でとかということ言うだけではなくして、もちろんそのことも必要でありますけれども、末端のそういう加工業者については共同化をすることによって、協業化することによって何らかのメリットがあるというような助成措置を通産省として講じた上で、そういう協業化、共同化を図っていくという措置がなければ、なかなかそういうふうにはならないし、またそういうふうにして委託者との間に、あるいは製造者との間に、工賃について単に家内労働法によるところの審議会に任ずることだけでなくして、工賃についてあるいはその取引条件について、直接共同して交渉するような、そういう道を開いていくことが私は必要ではないかと思うのですが、その点はどうですか。

○黒田政府委員 御指摘のように、そういった零細な企業者の方々が協業化等を通じて、その取引上の地位を強めていくことは当然あつてしるべきだと思ひますし、また、そういう協業化を通じて技術力等が高まつてくれば、そのこと自体がまた相手との取引上の相対的な地位が強まつていくという関係にあるかと思つております。私どもといたしましては、特にそういった中小零細企業者のグループピングに際しましては、中小企業事業団に対して特別の融資をお願いするというようなことで、そういったグループ化というものができる場合にはこれを支援するという道を用意しているわけでございます。

○和田(真)委員 今のはちよつと何の答弁だかわからないのだけれども……。グループ化していく、共同化していく、協業化させていくのに、そうしなさいと言うことだけでは、なかなか実態として——今まで、そのことを行政指導してきたわけですよ、やつてきたのですよ。なかなかできないのですよ。それを自力でやれとか自助でやれとか言うようなことじゃ、これはどうにも解決しておらないのですからね。そうすることによってこういうメリットがありま

含めてあなたの方が助力をするというふうな保護育成の措置というものを講じなければ、末端ではなかなか協業化、共同化というものはかどらないということを言うておるわけですよ。そのことによつて、また委託者なり製造業者との間に工賃の決定なり、あるいはその取引条件の改善なりを促していくというふうなことにさしていくという、そういう考え方があるのかどうかということ聞いています。

○黒田政府委員 御指摘の点はわかるわけでございますけれども、私ども政府の制度としては、結局グループをつくつて零細の方々が集まつて、みずから共同施設をつくるというふうな事業を計画されましたならば、これに対して中小企業事業団から極めて低利の資金の融通を行う、そういう道を開くという一つの方向は打ち出しております。ただ、さらにそれを一歩踏み込んでやるということになりますと、これはなかなか難しいことにならうかと思ひますので、やはり私どもができません限度というのは、そういった協業化による設備、施設の共同化に対する特別の助成を行う道を開くという形で、そういう方向への誘因を用意し、世の中がそういう方向に動くことを期待する、こういうことにならうかと思ひます。

○和田(真)委員 私は、お答えが不十分で非常に不満であります、ついでに言うてしましますと、そういう末端の加工業者の水準を高めていく、不公正な取引を除去する、取引の改善を図っていく、あるいはその加工賃については、今御指摘いたしましたように雇用労働者の最低賃金にも満たないような、そういう実際の加工賃である、最低加工賃を決める段階でもいろいろ問題がある、最低加工賃を決めるところで支払い能力がない、ということも支払われない、こういう実態を、実態は実態として把握をして、そしてそういう末端の加工業者の水準を高めていく、そして繊維産業だけにばかりはかわらないわけでありませうけれども、他の産業にも波及する問題でありますけれども、特にこの繊維産業を先進国型にしていこうとするならば、技術の革新、技術の水準を高めていくということも必要であれば、今度は中小企業の定義が一億円の資本以下あるいは三百人の雇用者以下ということになっておつて、私たちの見るところでは実態は中小企業の実態であるけれども、その定義上はみ出しておる中堅企業というものもあるわけですから、そういう中堅企業も含めた繊維産業政策というものをやはり打ち出していくということにならないと、全体の水準というのの上がついていかなぬような気がしてならないわけあります。

私はもう既に五十分経過いたしましたけれども大臣がおられないわけですよ。私は初めからしましまで大臣に聞きたい。これは大臣がおられないのです。委員長、私はついでにこの機会に言ひますけれども、通産省の政府委員、けさ私のところへ電話がかかつてきました、そして問い合わせがあつたかおつた。ところがつけ加えて、大臣にはどういう質問をされますか、こういうばか質問をする。通産省はそんなんですか。これはやはりこれから委員会の運営についてもきちつとしてもらいたい。私は五十分の間、大臣の耳に入れたことばかりしゃべつておるのです。政府委員なり説明員というのには大臣にかつて、大臣の答弁にかつて答えるというんじやなくて、大臣を補佐して専門的に、大臣の答弁の補完的な答弁をしてもらうのが政府委員なり説明員の任務であり、立場でしょう。もともとこの考え方がそんな考え方があるものだから、質問者はたまつたものじやないですよ。もう一問、もう五十分間、大臣が来て同じ質問をさせてもらいたいと思ふ。そういう権利を留保いたしました、大臣が参りましたらもう一度質問させていただきます。

○梶山委員長 和田貞夫君の通産産業大臣に対する質疑は後刻に譲ることとし、次に、福岡康夫君、○福岡委員 大臣がおいでになりませぬので、通産省事務当局 局長にお尋ねいたしたのでござ

います、今回繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案をお出しになっておりますが、これは時限立法でございまして、前にも制定され、一部改正される、こういうことと理解しておるわけでございますが、当然、産業政策と独禁政策との調整という形で通産省は公正取引委員会と協議されておるはずだと思ひますが、その主要部分、その協議の経過、過程について御説明願ひたい、かように思つておられます。

○黒田政府委員 私ども法案を政府部内で取りま

とめて国会に提出いたします際には、関係省庁と十分御相談をいたすわけでございまして、今回も公正取引委員会には御協議を申し上げておりま

す。特に独占禁止政策とのかかわり合いが非常に強いという法律ではございませぬので、特段の御意見はなかつたと承知しております。

○福岡委員 特段の御意見はなかつた、制定当てもございませぬでしてよろうか。

○黒田政府委員 この現在の繊維工業構造改善臨時措置法は特に独占禁止政策と大きくかかわり合うような条項を含んでおりませぬ。したがつて、これは一番当初は四十二年になるわけでございますが、現在の形になりました四十九年当時も、特にこういった構造改善グループを進めるといふ法律案につきまして公正取引委員会から特段の御意見があつたというふうには記憶はしておりませぬ。

○福岡委員 特段な御意見はなかつた、こういうお話でございまして、この臨時措置法というものは、御承知のように消費者行政、中小企業行政、産業行政との調和という重大な問題点を含んでおりますので、産業政策と独禁政策との問題点というものは生ずるのが当然だと思つておるわけでございますが、局長の御答弁は何ら問題点はなかつた、こういう御意見でございまして、しかと間違ひございませぬか。

○黒田政府委員 この法案を提出するに際しまして、公正取引委員会が特段の御意見を申し述べられたというふうには記憶しておりませぬ。

○福岡委員 では逐次御意見を聞かせ願いたいのでございますが、昭和四十九年から施行されている新繊維法は異業種間のグループ化による繊維産業の知識集約化を目指した構造改善を目的としたものであります。その目的は、客観的に見てどの程度達成されたとお認めになっておられるのか、また、その中で繊維工業構造改善事業協会はどのような役割を果たしてきたのであるか、通産省当局の御見解をお伺いしたいと思います。

○黒田政府委員 この繊維工業構造改善臨時措置法が現在の形になりましたから、御指摘のようにちよほど十年間たつたわけでございます。その十年間の成果をいかに評価するかということでございます。その間、その十年間というのは内外の情勢は極めて厳しい状況でございます。内には石油ショックの影響を受けて内需が低迷をいたしました。そして多くの事業者が困難な状況になっておりました。また対外的には、特に近隣の発展途上国が力をつけてまいりまして、特に繊維産業等につきましては大変その競争力を強化するというようなことで、我が国の繊維産業が置かれた状況というものは極めて厳しいものがあつたと思ひます。

しかしながら、そういう中にありまして日本の繊維産業は知識集約化という旗印のもとに大変いろいろな努力をしてこられたところでございまして、国内的にも、消費者ニーズというものが極めて高度化していく中で、それらに対応するための努力がいろいろ払われてきております。また、一時悲観的に見られておりました繊維の輸出等につきましても、日本でなければできないというような高級なものをつくり出すという努力が実を結んで、輸出においても健闘しておるというところでございます。総じて言えば、なかなか健闘しているではないかと思ひます。

この法律がどこまで具体的な形で貢献したかというのを数字的に申し上げることは容易ではございませんけれども、私も日本流の産業政策と申しますか、一つのビジョン、方向を示して、そ

の方向に産業が努力をされ、それに対して政府が支援措置を行うという観点からは、それなりの効果を果たしたというふうな評価をしているわけでございます。

そして、その中で繊維構造改善事業協会というものがどういう役割を果たしたかという御質問でございます。まず、それぞれの繊維工業者が構造改善計画というものをつくり出す際に、これに対する助言というふうなことを行うわけでございますが、同時に、その資金的な面で債務保証の仕事を、あるいは新商品の開発、需要動向の調査等に対する助成を行うというふうな形を通じて、また技術指導も行うというふうなことで、この繊維構造改善事業協会というものが、そういう大きな繊維工業の構造改善へ向けての、知識集約化へ向けての努力の中で一つの役割を果たしてきた、かように考えております。

○福岡委員 繊維工業審議会、産業構造審議会、昭和五十八年十月三十一日に「新しい時代の繊維産業のあり方について」という御答申が出ておるわけでございます。通産省当局は、昨年のこの答申に盛り込まれた新繊維ビジョンを具体化するという観点から、多品種少量短サイクル化などに対応し得る技術開発に力点を置いた構造改善計画を進めるため業界を指導していく方針とこのことであるけれども、この構造改善事業を計画的かつ強力に推進するために中核的役割を果たすべき繊維工業構造改善事業協会が、その役割を果たすために十分な対応力を客観的に見て有しているか認め得るか、また協会が行う技術指導員に対する研修事業等の内容とその効果をどのように期待しているのか、通産事務当局の御見解をお伺いしたいと思います。

○黒田政府委員 ただいま先生御指摘ございましたように、私も、新しい繊維のビジョンの中では特に技術の問題という点に大変力点を置いております。技術的な対応力というものが今後の繊維産業の再生、生き残りにとって極めて重要な役割を果たすということをやつたてておりますととも

に、政府としてもそれに積極的な支援を行おうということでも現在進めておるわけでございます。こういつた技術関連の施策と、この繊維工業構造改善事業協会とのかかわりでございますが、例えば中小企業者が多く関係をしてまいります。自動縫製システムあるいは泡を用いる泡染色というような革新的な技術というものが、将来中小企業者にも大きな影響を与え得るだろうということで、実はこれのいわば中小企業の代表といふべき役割を、この繊維工業構造改善事業協会に期待をいたしまして、事業協会自身が研究組合に参加をするというふうな手段を通じて、実は多くの中小企業者との接点の役割を果たさうというふうにも考えておるわけでございます。

また、御指摘ございましたように技術指導という点につきまして、従来から基礎的な技術というものを産地の中小零細事業者に対して指導することと技術指導員というものを設けて、繊維構造改善事業協会を通じて産地の活動を助成してきたところであり、今回改正法でお願いしておりますように、さらにそれにつけ加えまして、特に新しい技術というものが繊維産業に導入されるのが、他産業に比べてやや立ちおくれであるのではないかと御指摘もございまして、最新の技術情報あるいは生産工程管理技術というふうなものも十分持つた技術指導員というものを新たに育てようというふうな事業を、この繊維構造改善事業協会に行わしめるということでも現在準備をしておるわけでございます。

○福岡委員 私、この答申を読ましていただきましたが、答申によりまして、近年においては従来

と異なつて需要構造の高度化それから革新設備の急速な導入等の構造変化が見られる中で、これに對し十分な経営力等を持って対応できない場合に設備の過剰が顕在化してくる傾向にあり、転廃業対策の緊急性を勘案し、完全に事業から撤退する事業者のみに設備共同廃棄事業を実施することが検討されるべきであると指摘されております。この答申の指摘が我が国繊維産業の実態に即応した妥当なものであるか。また設備共同廃棄事業を推進していくためには転廃業の設備の買い上げや融資の推進等の施策が不可欠であると私は考えておりますが、通産当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○黒田政府委員 今後、我が国の繊維産業が新しい時代に対応して、いわゆる先進国型と申しておりますが、先進国の持つポテンシャルを十二分に生かしたような、そういう新しい産業として発展をしていかなければならない。そしてそのときに、現在繊維事業に従事しておられる方々が現状のまま、いわばその新しい繊維産業に参加し得るというわけにはいかないというところが、実はビジョンの討議を行います過程で、繊維産業に関係しておられる業者の方々すべてを含む、いわば一致した見解だつたように思われるわけでございます。したがって今後、繊維産業自身が非常に急速に拡大をしていくことが期待できない以上、そこでは事業者は極めて厳しい対応を迫られるわけでございます。その中からは繊維産業に残れないと申しますか、繊維産業から出ていかざるを得ないという事態が発生することが予想されるということでございます。

しかしながら、繊維産業の場合には、それぞれ産地を形成しているというふうな特殊の状況もございまして、私も、私どもといたしましては、そういう転産業者の発生が予想されるということであれば、これに對しては対策を講じておかなければならないだろうという考え方をいたします。従来から政府におきましては、中小企業事業転換対策臨時措置法というものがございまして、税制、金

融等各般にわたります支援措置が講ぜられているところではございます。しかしながら、繊維産業についての先ほど来申し上げましたような特別の事情というものを考慮いたしまして、私どもとしては、次のような二つのことを特別に考えているわけでございます。

一つは、やはり産地という形で現在の繊維産業ができてきているということでございます。密着した形で行われるというところが一番望ましいわけでございますので、産地組合が、そういった転産業をしようとされる方々に対する助言、指導ということを現地に密着した形で行っていただくために、これを助成をしようということで予算をお願いしていることがまず第一でございます。

それから第二に、従来から設備共同廃棄融資制度というものがあつたわけですが、これにつきましては、従来繰り返しそういうことが行われてきておるといふことから、どうも弊害が目立つてはどうかという大変厳しい御指摘が、この答申の中から出てきたわけでございますけれども、私どももいたしましては、そういう繊維産業における転産業の発生の可能性という特別な事態というものを考慮いたしまして、転産業者についてはこの設備共同廃棄事業というものを活用させていただきます。かような考え方で現在進めているところでございます。

○福岡委員 委員長、大臣がおいでになりましたので、大臣の方に、高度なちよつと政策問題なので質問したいと思います。よろしくうございますか。

通産大臣にお尋ねしたいと思いますが、御承知のように二度にわたる石油危機に伴う景気の後退及び輸入の急増による極度の業績不振のため短期的経営改善に迫られ、前向きな構造改善への取り組みは十分でないと言えらる状態なわけでございます。助成制度も十分に活用されなかつたと思つて、このたび昭和六十四年六月三十日まで五

年間、この新繊維法を延長することであり、今後かつての石油危機のような特別の事情が発生しない限り、今度こそ新繊維法の目的が達成することとなるのか、業界とその見通し、及び先進国型の産業に転換を図るといった基本的目的が達成できなかった場合は、さらに五年間延長することとなるのか、ひとつ御見解をお聞きしたいと思います。

○小此木国務大臣 我が国の繊維産業は石油ショックなどによりまして深刻な不況に見舞われたのでございますが、最近御承知のとおり回復の兆しが見えてきておりまして、業界といたしましては前向きな構造改善、これに取り組みもうという機運が見えるわけでございます。

我が国の繊維産業は、自主的な構造改善努力によりまして五年間で、技術力、創造性を生かした先進国型産業へと転換していくことも十分可能と思われまして、政府といたしましても今後この五年間に構造改善の実効が上がるように積極的に支援してまいり所存でございます。

○福岡委員 重ねて大臣にお尋ねしたいのでございますが、繊維産業をよみがえらすためには、錯綜した流通構造を改善することが必要であると思つて、我が国の繊維取引においては返品、歩積みを初め非近代的な取引慣行が存在しておると思つて、この弊害が繊維産業の近代化をおくらせていることは公知の事実であります。この取引慣行の改善対策について通産大臣はどうお考えでございますか。

○黒田政府委員 御指摘のように繊維取引の近代化ということが、今後の繊維工業が構造改善を進めていくためには極めて重要な点でございます。私どももいたしましては昨年の答申も踏まえまして、従来から進めております繊維取引近代化推進協議会というのに対しまして、指導、支援ということをさらに強化をいたしまして、基本的には業界の自主的な取り組みが必要だと思つて、これを積極的に支援をしていきたい、かように考えております。

また、特に経済的な優位性の乱用というような不公正な取引というものがあつた場合には、これは関係当局とも十分御連絡をいたしまして、独占禁止法あるいは下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用をお願いすることにならうかと思つております。

○福岡委員 私、これは高度な政策的な問題でございますので、通産大臣の御見解をお聞きしたいと思つてございますが、ひとつお願いいたします。

○小此木国務大臣 重ねて申し上げるようでございますが、昨年十月の審議会の答申を踏まえながら、今、黒田局長が申し上げましたように繊維取引近代化推進協議会に対する支援や指導によりまして、業界の自主的な取り組みを積極的に支援していく所存でございます。また、いわゆる下請いじめを乱用したような不公正な取引につきましては、関係当局と連絡をとりまして、このようなことがないように十分見きわめていく所存でございます。

○福岡委員 では、これに関連して労働省当局にお伺いいたしますが、転産業に伴う離職者問題についていかに対処されるお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤説明員 御説明申し上げます。先ほど来からの御質疑にもありましたように、繊維産業におきましては事業の縮小であります。か転産、廃業等が出てくるということでございますが、これに対しまして労働省といたしましては、そこに働いている方々の雇用の安定を図ることを第一としていろいろな施策を講じているところでございます。

先生も御承知のことと思いますが、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法というのがございます。そうした経済的な変動により、事業の縮小を図ること等により雇用に問題が生じた場合の特別な措置を講ずることといたしておるわけでございます。現在、同法に基づきまして繊維関係、例えば紡績業であ

るとか燃糸製造業であるとか織物業とか化学繊維製造業とか、その他合わせまして十業種ほどを特定不況業種と指定して特別な措置を講じているわけでございます。

そこにおきましては、まず離職者を出さないように当該事業所において休業するとか、あるいは教育訓練をするとかいうような措置を講じました場合に、事業主に対する特別な助成金を支給いたしておりますが、最近の状況を申し上げますと、中小企業を中心として約二億円の助成金を支給するという実態がございまして、こうした制度を活用してかなりの失業の予防が図られているのではないと思つております。また離職を余儀なくされる労働者が出ました場合には、当該事業主があつていないと、そうした事業主があつていないと、その事業所に常用雇用として雇い入れる場合には、その雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成するなどの措置も講じているわけでございます。そうした措置を講じて繊維産業における雇用の安定に最大限の努力をしているという状況でございます。

○福岡委員 私ちよつと疑問を提起して恐縮でございますが、この「新しい時代の繊維産業のあり方について」という繊維工業審議会と産構造の答申では、先進国型の産業への転換を図るに当たり、新しい変化への対応に十分対処できない企業については転産業に至らざるを得ないと思つております。

この点について私、疑問があるわけでございます。それというのは、特に川中分野においては地域経済に密着している中小零細企業が数多く存在しておることは御承知の通りでございます。他の産業への転産に境界のある企業が多く、これを一方的に転産させることには問題があります。私は、新たな人材の育成を図り、繊維産業をよみがえらせる道を探ることが、むしろ先進国型産業へ転換する繊維産業の基盤を形成することになるのではないかと期待しておるわけでございますが、

この点について通産省当局の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○黒田政府委員 私どもも一方的に転産業というものを求めているというわけではないわけでございまして、ビジョンで述べましたところは、極めて環境の厳しい中で対応が迫られている状況にありますよ、そうして、もしその対応が行えないとすれば、それはその繊維産業の中で生き残つていくことが難しくなるかもしれないというような形で述べておるわけでございまして、この点につきましては、実はだれかがお説教をされているというよりは、むしろ繊維業に従事しておられる業界の方々挙げての一致した結論であるわけでございまして、今、先生御指摘のように川中におきましては産地を形成いたしておられます、また非常に多数の事業者がそこに存在しているわけでございまして、私どももいたしましては、個々の産地が産地ごと一番実情に合った形で、それぞれの産地の活性化ということに最大限の努力をしてほしい。そういうような見地から実は私ども、各産地ごとにとつて産地ビジョンというものを検討されたいかかでございまいしうか、私どもも、それについてはいろいろ御相談もし応援もさせていただきますまいしうと、現在実は各産地に呼びかけまして、各産地でそういう作業が行われております。

そうして、その各産地の将来ビジョンというものを各産地の実情に合った形でつくり上げていく、将来を何とか切り開いていこうという努力が行われているわけでございまして、そういうビジョンの中の最大の事業は、今御指摘のようなままた人材の育成といひますか、新しい人材を育てながら活力のある産地を形成していこうということももちろん基本でございまして、何かそこから離れていく人たちのことが前にあるというところではなくて、そういう努力にもかかわらず、しかし離れていける方々があるとすれば、それに対しては何らかの措置を別途講じておく必要があるだろ

うということでありまして、あくまでも従の政策でありまして、主たる政策は産地の活性化、そしてそれは人材の育成というものが大きな柱になるべきもの、私はいかに考えております。

○梶山委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

午後二時二十六分開議
○梶山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。福岡康夫君。
○福岡委員 では、午前に続きまして御質問させていただきます。

答申を読みますと、設備登録制度というのは、経営責任のあいまい化と行政に対する過剰依存という弊害をもたらしているとの批判がなされているとありますが、私はこの問題については、繊維業界が主張しているように、企業の零細過剰性による過当競争の排除、安定経営の維持を果たしている設備登録制度の役割は、現在においても依然として大きいものと考えておるわけでございまして。今後、これらのことに対する有効な解決策を施さないで設備登録制度を廃止することになりますと、大企業の進出などによる無用な過当競争が増大し、中小零細業者の経営が根底から覆されることになると思ふわけでございまして。

したがって、設備登録制度の存廃問題については、業界との間に十分な議論を得た上措置していただくことが必要であると考へておる次第でございまして、通産省の生活産業局長の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○黒田政府委員 お答えいたします。
繊維、特に川中段階につきましては、設備の登録制が既に非常に長い期間にわたって実施されているところでございまして。これは、当時の非常な不況状況、過当競争状況に対処して、設備の新増設を制限する、そしてそれをアウトサイダーにまで及ぼすということでスタートしてきておるわけ

でございまして、それなりにその効果を上げてきた要素はあるわけでございまして。
しかしながら、今日まで大変長く続いてきているという点をめぐりまして、それが本来の趣旨から離れていろいろな形で使われているということも事実でございまして、また、それに伴う問題点も指摘されたところでございまして。

実は、昭和五十一年の段階で審議会の御議論がございまして、このときには、関係業界の方々にも入っていただいて、廃止という方向につきましては、これはもうはっきり打ち出されているわけでございまして、ただ、いろいろ問題が生じてはいけないということで、その解消に至る段階を逐次よく考へて進めるように、こういう御指摘があったわけでございまして。その後いろいろな事情で今日までそういう方向では余り進んでいないわけでございまして、昨年の答申案審議の過程、ビジョンづくりの過程でいろいろ御議論がございまして。

私どももいたしましては、今後これを解消していくための具体的な段階取りにつきましては、業界の方でいろいろ不安を持っております。混乱が生ずるのではないかと懸念がございまして。そういう点は十分に配慮しながら、他方、答申にも指摘されておりますように、この非常に難しい時期に、何かこういつた登録制度というものによつて業界が保護されている、守られているというよ

うな意識は、事によると非常に厳しい構造改善意欲と矛盾するかもしれないという問題もあるわけでございまして、ひとつ業界の不安というものにつきましても私どもも十分御相談をしながら、これの解消の具体的な段階取りについてはよくお話をした上で進めるべきであるという点については、私どももそのように考へているところでござい

○福岡委員 私は、高付加価値品を中心に安定的な輸出の確保を図り、我が国中小繊維工業の構造改善を推し進めていくことが今日緊急課題であると思つておるわけでございまして。これがためには

織維製品の秩序ある輸入対策の推進がぜひとも必要であると思つてございまして、ついでには近隣の諸国、例えば中国、韓国、台湾等の製品の輸入対策をどうするかというのが問題となると思つたわけでございまして。無秩序な輸入増加による中小繊維工業経営の安定を守る上から、MFAによる二国間協定の締結をすべきであると思ふものであり、また秩序ある輸入対策として、業界から関税率の不平等の是正が要望されておりますが、通産省当局はこの問題についてどういふ御見解をお持ちですか、お伺いしたいと思つたわけでございまして。

○黒田政府委員 今後の日本の繊維産業が発展していく過程で、高付加価値品につきまして輸出が期待できるということは既にその萌芽も出ておりますし、今後まさに期待し得る点であるという点につきましても、先生の御指摘のとおりだといふふうに私どもも考へている点でございまして。

それから、輸入面の問題でございまして。輸入につきましてもいろいろな角度から従来も議論されてきたところでございまして、業界からは特に何とかこれに秩序ある形を導入してほしいという要請があることは十分私どもも承知しておるわけでございまして。そして、世界の多くの国がいつま

るか、ほとんど例外なしに、繊維産業につきましても国境で何らかの規制措置を講じているということもこれまで事実でございまして。しかしながら、私どももいたしましては、できるだけ今後の繊維産業の発展を開放体制のもとで進めていきたい。輸入に関する輸入制限的な環境措置、保護的措置というものがどうしても産地の活力を弱めることになるとは思ふので、先述のとおり、可能な限り開放体制のもとで、先進国型と呼んでおりますように、先進社会の持つようなポテンシャルを生かした新しい繊維産業へと生まれ変わっていくというところを強く期待しているという原則的な立場でございまして。

しかしながら、それは申し上げても、輸入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

入が急激に増加をいたしました、無秩序な形で国内に混

乱を生ずるといふようなことが好ましくないことは当然でございます。何とか秩序ある輸入を確保していきたいということで、従来から関係の方々にもいろいろ御意見を伺いながら輸入に對しての施策というものを考えてきていたわけでございます。その基本は、やはり輸入動向というものを十分監視をいたしまして、どちらかといえばソフツな関係者との協議あるいは相手輸出に對しての事情の説明あるいは我々として開放体制を維持するために輸出側の協力も要するということが説得いたしまして、輸出側における自衛と申しますか、自制的な態度を期待するということが今日まで来ています。確かにMFAというガットの特則を活用した二国間取り決めを締結すべしという御意見はございますけれども、私も現在までのところ、直ちにそこへ行くほどの状況に達しているというふうには必ずしも考えておられないわけですが、将来そういった枠組みの活用という必要まで否定しているわけでもないことは当然でございます。

それから、関税率についてお尋ねがございました。確かに平均関税率というふうなものにおきましても、それから個々の品目を見ましても、日本の繊維製品の関税率がヨーロッパあるいはアメリカと比べて低い、逆に言えばアメリカの関税率が非常に高いという状況があることは御指摘のとおりだと思います。この関税率というものは非常に歴史的な、戦後の長い歴史の中でいろいろ實際的な交渉等によって今日の姿があるわけでございます。比較的戦後の早い時期において競争力の強かった産業というものはどうしても関税率が低いところに設定されている。低いところからスタートして逐次引き下げの努力がとられてきた。それから、比較的弱かった部分については高く設定されております。これはその当時に高かったからでございます。例えば日本の自動車とアメリカの自動車の関税というものを比較してみますと、そういうことが顕著に見得るわけでございます。

繊維の場合にもやや似たような状況がございまして、そのスタートの差というものが今日の大きな格差の一つの原因になっていっていることとございまして、従来のあらゆる関税交渉等の場を通じまして、先方の関税の引き下げということには私どもも努力をしております。東京ラウンド等の交渉においても、それそれ十分ではないまでも、一定範囲内においてアメリカあるいはヨーロッパの繊維に對する関税の引き下げということに成功をしております。しかしながら、現在それで十分だというふうな考えをしております。今後新しい交渉の機会等をとらえまして、先方の関税を引き下げさせるということには努力をしたいと思っております。

不均衡是正の方法には、こちらが上げればいいではないかという御意見もいろいろあり得るかと思ひますが、これは非常に長い交渉の結果、相手国との約束がございまして、これを勝手に上げるわけにはいかないと云々という御意見もございまして、これを御了承いただきたいと思います。

○福岡委員 私、本案を審議する上においてやはり生糸の輸入問題を検討しなければいかぬと思つてございまして。現在生糸の輸入というものは蚕糸砂糖類価格安定事業団によって一元化輸入となつております。価格安定制度のもとにおいて事業団が売買による市場操作をしているとのことであります。我が国の生糸というものは国際価格より割高で買入支えをして、事業団も赤字を計上し、農林中央金庫からの借入れは千八百八十億円に達して、私は聞き及んでおられるわけでございますが、我が国繊維製品が市場において価格競争力を持つためには、この際、輸入一元化と価格安定制度における問題は、このか、検討すべきときではないかと考えるわけでございまして、農林水産省当局の御見解をお伺いしたいと思います。

○高木説明員 お答えを申し上げます。ただいま先生から御指摘がございました生糸の一元輸入制度は、昭和四十六年に、私どもが提案

したということではなく、国会の御決議によりまして、政令で定める期間内は一元輸入できる、こういうことで発足したものでございます。それがさらに昭和五十一年には、それでは不十分だということと、当分の間一元輸入できる、こういうふうに変更されましたが、このときもまた国会の御決議によりまして成立いたしました経緯がございまして、

このような経緯から申し上げますと、私ども行政当局の側から制度を云々するというのは、いささか不適當な点があるかと思つております。ただ、その立法の背景をいたしましては、当時やはり輸入が無秩序に行われることになりまして、我が国の蚕糸業は壊滅に瀕する、こういう御認識があつたらうと思つております。そのような事情は今日におきましてもいささかも変わつておられないというふうには私どもは考えております。

それから国際価格に比べて云々という御指摘でございますが、やはり我が国の養蚕業、それなりに合理化に努めておりました。かなり労働生産性も、例えば十年間で二倍というふうなぐあいで上がつてきておりますけれども、そのウェイトを占める労働費、これが中国等と比べますとやはりどうしても相対的には高いという問題がございまして、なかなか中国産のものと競争するということにはまだ短時日では難しいかと思つております。そういう問題がございまして、にわかに価格を大幅に引き下げるという段階には立ち至つておられないというふうな考えております。

しかしながら、今御指摘のありましたように、事業団の在庫も相当なまっております。借入金も相当な金額に上るといふように、繭糸価格安定制度全体につきましても問題が出ていられることは、御指摘のとおりでございます。

そこで、現在省内に繭糸価格安定制度に関する研究会というのを設けまして、制度全体のあり方について検討を行つていただいているところでございます。できるだけ早く結論を出していただくように、それに従ひまして私どもも適切に対処いたします。

たしたいというふうな考えております。

○福岡委員 ただいまの御説明をお聞きしておりますと、どうも農林水産省当局は消極姿勢だ、こういうふうな私認識したのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○高木説明員 ただいまは経緯なり事情を御説明申し上げたわけでございます。実際、制度問題というものは、今先生方も御検討いただいておりますが、なかなか難しい問題であるということと現在認識が一致しているように私どもは承知いたしております。

いずれにいたしましても、その検討結果を待ちまして私どもは対処したいと考えておりますが、積極的であるとか消極的であるとかいう点につきましては、目下どちらともいえずに旗幟鮮明になつていられるという段階ではございません。

○福岡委員 次に、業界団体からの陳情問題について通産当局の御見解をお聞きしたいわけでございます。

先日、日本ニット工業組合連合会から通産省に對して、ニット生産業界の実態に即した構造改善策について要望がなされたということでございまして、その中で、メカトロニクスに対する減税と、それに関するコンピュータ機器、デザインシステム等の償却への配慮及び核企業構想の実現等の要望があつたと思ひますが、これらの要望に對する通産省当局の対応策をお聞きしたいと思つております。

○黒田政府委員 ニット業界から要望がございました製造機器に對する税制上の措置でございますが、今年からメカトロニクス関係機器につきまして、その導入の促進のために、中小企業新技術体化投資促進税制というものが施行されることになりました。これは中小企業者がメカトロニクス機器を取得いたしました場合に、初年度に取得価格の三〇%の特例償却または七%の税額控除という優遇措置を講じようというところでございまして、ニット業界関連におきましては、コンピュータ制御による編み立て機あるいはデザインから編み

に関する編成と云っておりますが、編成情報を作成するような、そういったシステム関連機器というふうなものをこの新しい制度の対象としてお願いをしております。そういう意味では二ツト業界の要望が実現されたというふうに申し上げてよいかと思ひます。

また、確かに中核企業構想という御提案もございました。これは中核企業構想といふものは、今度のビジョンでも言っております、この法律が対象にしております異業種連携あるいは知識集約化という構造改善事業を進めるに当たりまして、リーダー格となる企業というふうなものを頭に置いた御議論だと思ひます。

私も実際に構造改善事業を進める際には、やはり中核的な企業がリーダーとしての機能を果たされるということがその成功のためかざであるというふうなことを考へておりました。したがらば、考へ方としてはそういった中核企業構想というものは、今回のビジョンの中に十分に生かされていることだと思ひます。

ただ、制度的に若干申しますと、中小企業事業団の高度化融資を受けるという際には、制度上関係企業が一体となって協同組合等を組織をするということが必要になるわけでございます。そのような際には、そういった組合組織というものの設立をしていただきまして、その中で中核企業という方々がリーダーシップを発揮していただくということになる、かように考へる次第でございます。

○福岡委員 私この産構審の答申を読ましていただいたわけですが、これからは高付加価値品、差別化製品の重要性というものが指摘されております。現在繊維業界の実態というものは、いまだに大部分が中、下と申しますか、定番品によって占められていて聞いておるわけでございますが、これらの低級定番品が昔のように振るわぬのは、我が国の繊維大企業が安い労働力を求めて東南アジアなどに委託加工し、その製品を逆輸入しているからだとの見解があるわけでございます。

も、委託加工と逆輸入との実態をお伺いしたいと思ひます。

また、国内の中小の繊維業者をよみがえらせるためには、この分野において真剣な対策を立てる必要があるのではないかと思ひますが、通産省の御見解をお伺いいたします。

○黒田政府委員 御指摘のように、海外から比較的中級品あるいは下級品の定番品とよばれるような繊維製品の輸入が増大しているという事実はございまして、これは基本的には、特に近隣の発展途上国におきます繊維産業というものが日本市場に受け入れられるような製品をつくり得るまで成長してきた、そして、当然労働賃金等が安いわけでありまして、漸次日本の国内のマーケットがそういったものに蚕食をされているということは御指摘のとおりでございます。

しからば、そういった定番品の輸入と日本企業のいわば在在というものの関係についてどうかというお尋ねでございますが、私も、従来の繊維産業の海外への進出状況というふうなものを調べてみますと、確かに四十年代の終わりから五十年代の初めにかけては相当の進出がございました。そして、特に四十八年ごろには大量の輸入が行われて、それが混乱を起こしたというふうなことも言えたかと思ひます。しかしながら、その後の経過は、どちらかといふとやや反省期に入ってきているというふうにも見えるわけでございます。無秩序な形での輸入というものに対する反省の結果、委託加工というふうなものも非常に厳選をされた形で入ってきているということがどうも一般的には言えるのではないかと私ども考へるわけでございます。

これに対して真剣な対策を講ずべしという御指摘でございますが、近隣の発展途上国におきまして生産することがコスト面からもより合理的なものについては、国際分業と申しますか、そういう観点からこれを彼らに任せる、しかし、国内では高付加価値品、差別化品というふうなもので対応

して行くという分業関係が今後の発展の方向ではないだろうか。現在までのところ、これは従量ベースでございますが、日本のマーケットの二割ぐらいが輸入品によって賄われるというふうな事態になっておるわけでありまして、私どもの考え方としては、この比率が今後急速に高まっていくということには多分ならないのではないかと、やはり消費者の需要いたしますものが非常に目まぐるしく変わります、個性的な差別的な商品を探求するという状況にあることを考へますならば、やはりそういうものに対応し得る力というものは近くにある日本企業の方が有利な地位に立っているということもあると考へるわけでございます。

○福岡委員 では、次には観点を交えて、繊維産業における下請取引の公正化につきまして、公正取引委員会当局はいかに取り組んでおられるのか、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○奥村政府委員 お答えいたします。繊維業界では、歩引き等の業界特有の慣行が存在しておりますが、当委員会におきましては、昭和四十五年ごろから、これらの行為が下請法及び独占禁止法上問題がある場合には、個別事案として処理してまいりました。しかし、歩引き等の慣行は繊維業界全般にわたっていることから、昭和五十二年に繊維製品卸売業者を対象に特別調査を行いました。結果、下請法及び独占禁止法に違反するおそれのある行為が見受けられました。この結果、関係団体に対して繊維製品の取引の公正化について要望を行っております。また、昭和五十六年度にはその後の状況につきまして追跡調査を実施いたしましたところ、前回要望事項のうち、一部改善が見られましたものの、依然として改善が満足すべき状況にないというところを指摘いたしましたので、改善のない場合には厳正な措置をとるということで再度要望を行っております。

○福岡委員 下請取引の公正化については、従来から中小企業対策の一環といたしまして重視されておるところであります。特に中小企業の多い繊維業界にあつては、このことは重要であると思ひます。

繊維業界の下請取引の公正化については、公正取引委員会としては勧告等の法的な措置を含め積極的に取り組むべきときではないかと思ひます。この問題については公正取引委員会当局は今後どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○奥村政府委員 お答えいたします。繊維業界の下請取引の適正化につきましては、今後積極的に取り組んでまいります。昭和五十八年度の下期から繊維卸売業者を定期調査の対象にいたしております。この定期調査の結果、違反行為が認められました場合には勧告、値引き額の返還等の厳正な是正措置を講ずる、このように考へておるわけでございます。

○福岡委員 時間が参りましたので、どうもありがとうございました。

○榊山委員長 榊山文雄君。

○横手委員 我が国の繊維産業は、流通を含め二百五十万人の従業者を擁し、地域経済を支える重要な産業であります。

近年発展途上国の追い上げや需要の停滞等により厳しい情勢のもとに置かれております。しかし、新繊維ビジョンが示したように、先進国型産業への脱皮を目指し、知識集約化と構造改善を進めることにより、我が国の繊維産業は新たな発展の道を切り開くことができると信じます。

こうした状況のもとで繊維工業構造改善臨時措置法に基づく円滑な構造改善事業の推進が我が国繊維産業の再建に果たす役割は極めて大きなものであると考へます。今日まで、これら方針に基づいて御努力を積み重ねてこられました通産当局に對しまして心から敬意を表します。こういった見地に、我が党はこのたび繊維構造法を改正延長することに基本的に賛同するものであります。同時に、この際、これまで構造改善事業の反省を踏まえ、構造法の適用に当たっては、産地の実情に即

した弾力的な運用が行われるよう以下の諸点について要望を含めて御質問を申し上げます。

○横手委員 先日大臣にお伺いをいたしました。ただいま申述べてまいりましたように、この法律が今日まで果たしてきた役割は大変大きく、今後この法律の適切な運用によって、我が国繊維産業の発展に大きく寄与する、いや、させなければならぬという前提に立つものであると思いますが、この点について、まず大臣の決意をお伺い申し上げたいと存じます。

○小此木国務大臣 我が国の繊維産業を取り巻く内外の環境は非常に厳しいものであることは、今さら申し上げるまでもございません。しかしながら、事業者の自主的な構造改善努力によりまして、この困難を克服しまして、技術力と創造性を生かした先進国型産業として転換していくことが可能であると私たちは思っているのです。この通産省といたしましては、これを今後大いに側面から支援してまいるのでございます。

○横手委員 重ねてお伺いを申し上げますが、今、私が申し述べましたように、この法律の延長によってその効果あらしめるために、業界の皆様方の要望を十分に聞きながら、そしてその弾力的な運用を図る中で、この法律も最大限に生かしていくということがその基本にならなければならぬと思っておりますが、大臣、この点についていかがでございますでしょうか。

○小此木国務大臣 側面から業界を支援していくことは、当然業界そのものの意見もよく聞くということでございます。私も、これに対して弾力的かつ機動的に対処してまいるのでございます。

○横手委員 まず大臣の決意をお聞かせをいただきました。この法律の延長には業界の皆様方もまた賛成であります。先日五人の参考人の皆様にも御意見を伺いをいたしました。その内容を見ても明らかであります。期待も大きい、頼りにしている、それだけにまたいろいろと運用に対する注文も出て

くる、これまた当然のことでございます。

私はこの質問を行うに当たり、先日福井県織物構造改善工業組合を訪ねてまいりました。そしてこの陳情書をいただいていたのであります。既に中小企業庁あるいは通産省繊維製品課にもこの陳情書は届いていること、また、御案内のとおりでございます。現場で汗を流して働いておられる皆様、その御苦労の中から出てまいりました要望に全力を挙げてこたえていく、けだし当然のことであろうし、今大臣もそのことを強調していただいたのでございます。産業の活性化につながる道であります。まさにこの法律の目的であり使命でありましょう。

そこで、この陳情書に沿って若干の御質問を申し上げますが、まず第一は設備リース事業の拡大についてであります。

本問題については既に多くの方々から御質問がなされておるわけでございますけれども、この法律のねらいである商品企画力の向上等の観点、まさにこれはこの法律の柱であり命であります。現在、商品開発機構及び自己の保有する共同施設の時価評価額の二倍が限度枠となっておりまして、これを大幅に拡大すべきと考えますが、いかがでございますか。

○黒田政府委員 御質問ございました。リース枠の問題でございますが、この繊維工業構造改善臨時措置法に基づく構造改善事業制度というものは、基本的に異業種間企業の連携によりまして商品企画開発力といたしたような、ソフト部門を強化して高付加価値化を追求するという基本的な枠組みがございます。したがって、おのずから商品開発センター事業と設備関連事業との間に一定のバランスがあるべきだというのが根本でございます。しかしながら、現在業界の方では多品種少量短サイクル化という新しい課題に直面しているというところでございますので、これに的確な対応を図るという見地から、ただいま御指摘の、私もリースカウントと呼んでおりますが、商品開発センター設備等の価格の二倍を現在限度といたして

おります設備リース事業について、これを三倍まで拡充しようということをご五十九年度から考えているということでございます。

○横手委員 この制度に対しては、今申し上げてまいりましたように、この運用がまさに柱であります。そして現地では、このリースに対する要望がほぼ集中しておるような状況の中にあります。したがって、現地のこの陳情書の中には、要望限度枠を共同施設等の時価評価額の五倍あるいは撤廃、このように大変大きな要望が出ておるわけでございますけれども、現在の二倍を三倍に伸ばす、それは御努力の跡は多いたしますけれども、しかし向こう五カ年間のうちにこれを案分して使わなければならないということになると、それは大変小さなものになってしまふ。要望にすべて応じようとするならば、一年ないし一年半でこの限度枠に到達してしまうのではないかとということが危惧されているわけでありまして、やってみなければわかりません。

しかし、先ほど来申し上げておりますように、弾力的な運用の中で行うという大臣の答弁からして、そして現場でこのように強い要望があるということにかんがみ、今三倍までは踏み切ったという御答弁でございますけれども、なおこの地元の要望に応じてこれを拡大、弾力運用するという姿勢はございませんか。

○黒田政府委員 先ほど申しましたように、構造改善事業の中で、設備の近代化と並んでと申しますか、むしろ設備近代化はソフトな商品開発事業の成果を実現するという考え方で、いわば設備近代化だけではない時代に対処し得ないという考え方があるわけでございます。したがって、その商品開発センターの評価額とのバランスが定められているわけでございます。現在二倍というところでございますが、その二倍でありまして、各種の商品開発センター事業というものが行われておりますので、リース枠にはなお余裕があるというケースが多いようでございます。

また、ただいま三倍まで広げようというところでございまして、これでは本当に不足することになるのかわからないのか、現在各業界は産地ごとにビジョンを考えて、今後の五年間にどういう事業を期待するかということが検討されておるわけでございます。今直ちにこれをもっと引き上げなければどうにもならないというふうには必ずしも考えないわけでございます。とりあえずと申しますか、三倍という枠を有効に利用しながら構造改善事業を進めてもらいたいというのが現状における考え方でございます。

○横手委員 大変どういようでございますけれども、私はこの三倍を今ここで四倍あるいは五倍に伸ばすように撤廃ないしは五倍という回答をしてくださいということをお願いしております。三倍以上を伸ばすという御努力には敬意を表します。しかし、現地ではこういう要望もございまして、これは、今御指摘のとおり実際に構造改善事業をやってみなければわかりません。しかし、それ以上やればそのビジョンの中でかくのごとき我が産地の構造改善が描けます。しかし、何としてもそこへ到達するためにはこの三倍の枠では無理でございますというふうなことがあり得るということが予想されるわけでございます。この際に弾力的な運用を考えておられますか、このことでございます。

○黒田政府委員 基本的に弾力的な対応を考えたという点につきましては、大臣から御答弁もあつたところでございます。私も当然そういうことでも考えているわけでございます。

ただ、確かに設備リースと申しますか、設備のための資金需要というのに対しては御要望が強いわけでございますが、それだけがソフトの関連を離れて突っ走るというようなことになってはいけません。考え方としては弾力的であるという根本はもちろんです。私が申し上げましたように、設備だけに重点を置くという点に対する反省という配慮もあるという点もこの際申し上げさせていただきます。

第一類第九号 商工委員会議録第七号 昭和五十九年四月三日

いと思ひます。

○横手委員 お話のとおりであろうと私も理解をいたします。今御答弁の中で、前半、そこまででよかったです。今御答弁の中で、ただしという言葉がございましたが、それはやはり野放し、そしてこの法律の目的から外れたようなことでも、こんなことは現地の皆さんも言われませんし、私の要望の中にも入っていないわけですから、私を描かなければならない、それは言われたからやるということではなくして、我が産地を守るためにいかにあるべきや、これは現地の皆様方は真剣に討論に入っておられるところであり、その際に、先ほど申し上げましたような事態が起こったときに、どうかその弾力的運用を通産省考えておいてくださいという御要望を申し上げたこととございました。それに対して、考えておられる御答弁であったと理解をさせていただきます、そして次へ進めさせていただきますと存じます。

中小企業事業団の融資の対象緩和についてであります。

現在の実施要綱では商品開発センターの運転資金以外は融資対象となっていないと聞いておりますが、産地では開発を行おうとしている製品、つまり新ビジョンが示しておりますような先進型製品、あるいは差別化製品、これらの問題について、これが開発に当たって実務直結、いわゆるアンテナショップ、共同受注、共同販売事業を融資対象に加えてもらいたいという要望が非常に強いのでございますが、これもまた当然のことだと思ひます。これら事業をその融資対象に加えることを検討すべきだと思ひますが、通産省いかがでございますか。

○黒田政府委員 現在の繊維工業の構造改善事業というものの金融的な支援措置は、中小企業事業団の高度化融資という制度を突は利用させていただいておられるわけでございます。この高度化融資は設備資金を対象とするという原則があるようでございます。現在繊維法に基づく構造改善事業に関

連いたしましたは、商品の企画開発力の強化というソフト面の対策が特に重要だということで、商品開発センターの長期の運転資金、新商品の開発策、デザインの開発、市場調査といったような開発センター絡みの長期の運転資金については融資の対象というふうに見ていただくことにはおりますけれども、これは知識集約型の繊維の構造改善の特例という例外中の例外ということのようでございます。それ以外の通常の共同経済事業というふうなみにされるような事業について運転資金の対象とするということにはなかなか難しいというのが現状でございます。

○横手委員 まだこの質問を続けさせてもらいますけれども、大臣が二十分に御退場になるとのことをお聞きをいたしておりますので、大変質問が飛んでしまいましたが、この点について大臣の考えをちよつとお聞かせいただいで御退場いただきたいと思ひます。

これはまた後ほど追って離れなければならぬのですが、ちよつとちよつとくはぐはぐになりましても、輸入問題についてでございます。この問題についてまた大臣お帰りになりましたから通産当局の皆さんといろいろやりとりもしてみたいと思ひますけれども、基本的に我が国の輸入政策について二国間協定、つまりMFAの発動問題について大臣どう考えておられますか。

○小此木国務大臣 我が国といたしましては、我が国繊維産業の創造性と活力を減退させる輸入規制等の保護的措置は可能な限り差し控えたいと思ひます。しかしながら、いかなる場合においてもMFAを発動しないというのではございませぬ。輸入の急増品目に対しましては、事態に即しまして実効ある適切な措置をとり得るよう、引き続き輸入動向、国内需要の動向等を注視してまいる所存でございます。

○横手委員 それでは大臣確認をさせていただきますけれども、新繊維ビジョンの中にも「如何なる事態においても輸入を放置せよ」ということではなく、輸入急増に伴う過度の影響を緩和するため

には、事態に即して機動的に対応することも必要である」と述べられて、さらに一定の枠をつけながら「特定品目の輸入急増によつて国内産業に重大な被害を生じような場合にはMFA（国際繊維取極）を適用した措置をとること。ただし、云々」といったような歯どめがしてあるわけでございます。この繊維ビジョンの中に示されておることについて、大臣もこれを肯定する、そのとおりであるというぐあいには理解をしておりますか。

○小此木国務大臣 その考えでございます。

○横手委員 それでは大臣、参議院の予算委員会とかお聞きをいたしておりますので、...。それでは局長、先ほどの御答弁でちよつと合点がいかぬ点がございまして。と申しますのは、私はそのような目的でもつてこの中小企業事業団の融資が行われておるといことは承知をいたしております。したがって、これがむやみやたらに拡大するものではないということも承知をいたしております。しかし、先ほど申し上げましたように、開発を行おうとする製品、差別化製品を開発していかうというときに、これが売れるものであるのか売れないものであるのか、このようなアンテナショップを上げてみるというの、まさに開発とセットになったものであると私は理解をいたしておりますが、さすれば、セットであるとするならば、その融資枠をせめてこまでも引き伸ばしていくというのには当然のことではないかと思ひますが、いかがでございますか。

（委員長退席、渡辺（秀）委員長代理着席）
○黒田政府委員 私どもの考え方は、この商品開発センターによります新商品等の開発事業と適切な関連を有する施設というものが融資の対象に含まれるところまでは申し上げられると思うのであります。それから具体的にどういふものであるかというところは、もう少し具体的な例に即して検討をさせていただきます必要があるかと思ひますが、ただ、今御指摘のアンテナショップと申します

か、モデルショップというふうなものにつきまして検討いたしますと、具体的にどういふことになりましようか。そういうある種のお店の施設をつくる、取得するということになりますと、この制度の対象になるわけでございますけれども、なかなかそういうふうにはまいらない状況もあるようでございます。具体的な事例に即して検討させていただきますが、あくまでもこの制度が商品開発センターによる新商品開発事業と適切な関連を有する施設に対する範囲ということで対象にできる、こういうことでございます。

○横手委員 こういうものは実際に当たつてみなければ、この程度のもはどうかというところは大変難しいことであろうし、一般論として述べるといふことには一定の抵抗があるというところはわかりませんが、先ほど申し上げましたように、何かを開発しなければならぬという一生懸命になつておる、それが消費者の皆さん方のニーズに合うのであろうか、あるいはどこやらの産業でこういういったものを売つてもおられるのであろうか。こういう繊維製品を開発して行く、こういうときに一定のアンテナショップを上げてみるということとは、開発とそれらの行為とはまさにセットになつておるといふ理解を私はしておりますが、この私の理解は間違ひであると言われるのか、そのとおりであると言われるのか、その点について一言御答弁をいただけませんか。

○黒田政府委員 ただいま先生おっしゃられましたように、開発をした新しい商品というものの成果がいかに消費者に受け入れられるか、ニーズにどう対応しているかということ、まさに新商品開発事業の一番大事な点であるという点については、全く同意見でございます。それをいかに具現していくか、そしてその手段に対してどこまでこれを応援していくかというところになりますと、いろいろ制度的な枠組みもございしますが、個別具体的に検討をする余地はある、かように考えます。
○横手委員 セットということについての御答弁はいただけませんでしたけれども、関連するもの

ということを含まれるというぐあいに理解をさせ
てもらって、次に進んでまいりたいと思ひます。
次は、産地組合の強化育成の問題についてであ
ります。さきに示されました新組織ビジョンにも
指摘されておりますように、産地組合の強化育
成、つまり組合員から頼りにされる産地組合への
成長は大変重要なことであります。

設備の登録廃止問題の際にも、業界の皆さん方
から、登録制廃止反対運動の柱の中で、産地組合
の強化のためにはこの設備の登録というものは不
可欠のものである、これがなくなつたならば産地
組合そのものが崩壊の危機に瀕する、このような
ことが強く述べられました。私自身もそのことを
この委員会でもよく申し上げたことをよく覚えて
おります。

しかし、繊維ビジョンの中で示しておりますよ
うに、だからといってそれだけに頼るということ
ではなくて、申し上げてまいりましたように、組
合員から頼りにされる産地組合の成長に対して多
くのビジョンを掲げていかなければならないとい
うこと、このことのために、通産省としても産地
ビジョンの確立のために積極的指導をしておられ
るところでございますが、なかなか今日までその
ビジョンが描き得なかつた。これからぜひ描いて
もらわなければならぬけれども、今後これを積
極的に推進するためには何らかの具体的な支援が
必要ではないか、こんな気がいたします。すけれど
も、産地組合の強化育成に対して通産省の具体的
な支援、施策のお考えはございますか。

○黒田政府委員 先生御指摘のように、まさに頼
りにされるようなそういう産地組合というものが
でき上がるということが、それぞれの産地の力を
強める働きをするというふうにも考えられるわ
けでございます。

したがういまして、産地組合を通ずる技術指導と
いうようなものの重要性について、従来から私ど
もこれを支援してきたわけでございます。すけれど
も、それはどちらかといえば、基礎的な技術指導
ということに従来は限られていた、今後はむしろ

新しい技術というふうなものについての繊維産業
への展開、適用というものを可能にするような、
そういった技術指導員というふうなものを養成す
るということも考えているわけでございます。そ
ういった指導員というふうなものの活用を通じ
て産地組合の成果が高まるといふことが期待でき
るわけでございます。

また、これは若干後ろ向きな要素でございます
けれども、転廃業というふうな問題が起つたと
きに、各産地で実情に即しながら御相談をして
いただくというふうなことで、まさに頼りになる
産地組合という意味での活動をさせていただくもの
に対して、若干ではございますが助成をするとい
うようなことも考えているわけでございます。私
どもも、この産地ビジョンをつくる過程で、産
地組合としていろいろな活動が考えられると思うわ
けでございますが、これらに対しては可能な範囲
での、今申し上げたような助成、それに加えての
いろいろな意味での応援、支援というものは今後
ともしていきたい、かように考えております。

○横手委員 おっしゃいますように、その技術指
導等について若干の予算を組んで、そして新しい
法律の中に盛り込んでいく、そして、それはまた
に産地組合が主導権を握つて、産地組合の皆さん
方の技術指導に当たる、あるいはそのバックア
ップを通産省がする、そのことによつて頼りがい
のある産地組合として成長していく、その中に新
しいビジョンを描いていく、そういった御努力に
対しては大変敬意を表するものであります。私
は、転廃業対策等について十分に相談に乗つてい
く、こういうことも大変大事なことだと思ひま
す。

それは今日までやられてきた部分が多分にある
わけでございます。そういう中でもなお産地
ビジョンというものは描けなかつたという実態で
ございます。こういうことはやはり事実として
見詰めていかなければならないのではないかと、こ
う思うのであります。さすれば、もつと産地組合

に対して権限と言つたらおかしいのですけれど
も、何かそれ以上の、例えば補助金の交付だとか
あるいはいろいろな構造改善事業に対する認可の申
請の窓口とか、そういったものを、圧力をかけ
てまとめるといふのは私は余り好きではございま
せんけれども、そのみにこだわるといふことで
はなくして、それに似たような何かのものを産地
組合に付与する、こういうふうなものでこの一つに
しなから新ビジョンを描きなさいというところは
大変大事なことだと思ひます。いかがでしょうか。

○黒田政府委員 実際にはビジョンをつくらう
ということになると、決して容易なことではない
というところは私も理解はしているつもりで
す。しかし、逆にきれいに整つたビジョンという
形式があるかどうかにかかわらず、その産地が將
来どういふ方向に発展していくかというふうな点
については一つのコンセンサスのある産地という
ものはそれなりに活力を持ち、上昇していくとい
うことがあるわけでありまして、私は、産地の
発展を願う立場からは、そういうビジョンづくり
に格段の努力をしていただきたいというふうにと
考へるわけでございます。

従来、産地に対しては、先ほど申しました
ような繊維特有の応援のほかに、中小企業庁の方
から産地法に基づきまして支援も、時間を限つて
でございますが行われてきて、それらをうまく使
いながら、産地における指導性を発揮している例
も多く見るわけでございます。

できることならその産地組合というものに何か
権限を与えるかどうかという問題でございます。私
が、これは望むらくは、権限があるからそこを通
さなければならぬ、通さなければならぬといふ
から、組合員の方がやむを得ず来られるという姿は
決して好ましい姿ではないのであります。やは
り組合に知識が蓄積され、指導力が発揮されるこ
とによつて、組合員の皆さんがそこへ相談に行か
れるという形こそ望ましい姿だろうと思つており
ます。

構造改善事業に關連いたしましたしては、特に私ど

も、これは五十四年の延長のときに、どうも十分
に構造改善事業についての周知徹底が不足してい
るのではないかと思ひました。各地におります産
地組合のリーダー格の方々に對し、構造改
善事業についての登録指導員というふうな資格を
持つていただきました。こういう方々が構造改善
事業を指導するといふふうなことは行つてお
るわけでございます。こういうものを生かしながら
、産地組合がその地位を高めていくといふこと
を期待しておるわけでございます。現実にはい
る産地組合がそういう意味でのあつせんとい
いますか、窓口として機能しておられるというケ
ースはあるようでございます。

○横手委員 質問のときにもお断りをいたしまし
たように、私は決して頼れる組合のために、権力
をもつてこれを抑えつけていく、このような指導
をしないといふことを言つておるのではありません。
これはもうお断りをしたとおりでございま
す。しかし、今考えておられることのようなこと
でいけるのであろうかといふことは、今日までやつ
てこられた実績と、現実にもその産地に住んで
おる一人として、多くのおつき合ひをさせてもら
つた一人として、現実の姿を見たときに、このま
まではなかなかという気がするわけでございます。
しかし、だからといって放置するわけにはい
かないから、何かほかのものを付与して、そして頼
れる産地組合をつくり上げるために、新しいビジ
ョン描きのために何かを付与してあげる必要はあ
りませんか、ぜひ御検討をいただきたいというこ
とにとどめさせていただきますと存じます。

次に参ります。構造改善事業の計画、実施に当
たつての労働者の参加問題についてであります。
さきに行われました本法に対する各界の意見聴
取の際に、ゼンセン同盟の野口参事から、「本法
にかかわる構造改善事業の実施は、当該従業員の
雇用と労働環境に少なからぬ影響をもたらす。
個々の構造改善事業への労働者の参加を制度上明
確に位置づけるべきである。」このような意見が

述べられました。私はけだし当然の意見だと思っておりますが、これに対して、通産省の見解はどうかでございますか。

○黒田政府委員 今日までも構造改善事業計画の承認に際しましては、地域、業種、業態に即した計画となるようにということで、それぞれの地域で構造改善指導援助委員会というものを設けております。これは一県の範囲内にとどまる場合には県に設けておきますし、数県にまたがるような場合には通産局に設けておるわけでございますが、そういった構造改善指導援助委員会というものが、事前に提出されます計画の審査、指導というものをやっているわけでございます。

そして、従来、これを調べてみますと、この指導援助委員会の中に委員として、労働者の代表というものが参加をしておられるというケースが大変多いわけでございまして、こういうことを通じて労働者の意見が計画に十分反映されるということが担保されているというふうに考えるわけでございます。

しからば、これをもう少しさらに制度化したらどうかというお尋ねにつきましては、当然労働者の意見が反映され、話し合いが行われるということの必要性については、毫も疑いを差し挟むものではないと思っております。これを現在の段階ですらに制度化するということにつきましては、これを利用する方々が中小企業の方が多いというようにあるわけでございまして、実際にどういような担保をしていくことができるだろうかというような実行上の問題等を考慮いたしますと、先ほど申しましたような、指導援助委員会の中で労働者の代表の委員の方が参加をされるというようにあたりで当面よろしいのではないかと、かように考える次第でございます。

○横手委員 私も本院に籍を持つまでは福井県におけるその指導員の一人でございます。そして県の中でもいろいろと御相談にも応じてきたわけでございますが、ただ、私は真つ正面から振りかぶって、労使対決とか、そんなことを申し上げ

ているのにはございませぬ。せめて、例えば設備廃棄の際に労働者が要らなくなってくる、当然のことでございますけれども、そういった申請の中には、そこに働く労働者の意見も付してござい、こういったことは指導としてなされておりますし、私どもも現地でそういうことを繰り返して発言をしてきたところでございまして。

今後、これは飛躍のための構造改善でございますから、これは労働者にとつても大変いいことである、じり貧でいくよりも新たなものを開発をしていく、そこに高付加価値を求め、その中に初めて高い労働条件が得られる、こういうことでございまして、むしろ望むところでございまして、ただ、ゼンセンの野口参考人から述べられた、これらの問題についても十分に配慮すべきだ、こう思っております。

通産省としても、それらについて十分配慮いたします。そして今各県にありまます構造改善の推進指導員、これらのものを活用しながら個々の構造改善組合についてもそれが行き届くように、県庁の中の会議に終わらないように、現地にもそういった心といましようか、そういったものが届くような、そういった指導をしていただきたいと思っております。いかがでございますか。

○黒田政府委員 構造改善事業の推進に当たりまして、雇用者の協力というものが重要なことは全く申すまでもないところでございまして、ただいま先生御指摘のような線に沿いまして、現実にあるいろいろな仕組みを活用する際に、雇用者の雇用の安定を図るという見地からいろいろな意味での配慮というものが行き届きますように、労働者の意見が反映されますように私どもとしても指導をさせていただきますと思っております。

○横手委員 ぜひお願い申し上げます。それではまた、この福井県織物構造改善工業組合の陳情書に戻りますけれども、この中に、協同組合法に基づく組合事業は時代の交遷とともに必要な構造変化により生産品種の多様化、設備の革新化により適法に維持運営するこ

とが困難なものが生じているところから左記のとおり実施要領の承認基準の緩和を願いたい。イ 法第九条の二の第三項において員外利用率は組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならないとあるを、協同組合設立後期間を経て事情止むを得ないと判断される場合は適用除外とする。

○法第十条の第三項において一組合員の出資口数は出資総額の百分の二十五をこえてはならないとあるを、事情止むを得ない場合は適用除外とする。

○中澤政府委員 お答えいたします。こういうぐあいな陳情が出ておりますけれども、これに対する御見解はいかがでございますか。

経済環境の変化によりまして組合の原則を検討すべきだという状況にあることは、私どももそのように考えております。まず員外利用の制限緩和をございませぬけれども、組合はその組合員に直接率任をするということとを目的としたしまして共同事業を行う事業体であるということとございまして、この制限を一律に緩和するということは、これは不相当であるというふうに考えております。しかしながら、いわゆる団地組合の場合におきまして、その立ち上がり期におきまして、すべての組合員が団地へ移転を完了するまでの間に、組合員のみでは共同施設の利用率が低くなってしまうという場合に、員外者の利用を行いまして、適切な稼働率を確保するというような場合には、員外利用制限を緩和するということが適当であるというふうに考えております。この点は組合法の改正の原案に盛り込むこととしております。

また、第二の御質問の点でございませぬ出資持ち口数の制限緩和をございませぬけれども、これにつきましてまして、組合員の相互扶助主義あるいは平等主義の原則ということから、一律にこれを制限緩和するということにつきましては、これまた不適当と考えておりますけれども、組合員同士で合併をする場合、結果的に出資持ち口数の制限に触れ

てしまふというような場合が間々出てまいりますので、このような場合につきましては、御指摘のように制限を緩和することが妥当だと考えております。

以上、御指摘の二点の問題を含めまして、組合法の改正につきまして、改正原案にこの点を盛り込みまして、近く提出を予定しておるという次第でございます。

○横手委員 それでは念押しをさせていただきますけれども、この陳情書の中に掲げております、特に次の二点についてということでも申し上げたとおりでございます。おっしゃる通りに、最初から員外利用を目的にしたようなものは、これはもう共同施設ではないわけでございまして、あるいは最初から大口の出資を持つということになってくれば、これはもうオーナーになるわけでございませぬから協同組合にならない、私はこれは当然わかっております。

ただその運営の中で、例えば福井県あたりに行きまして、このような燃糸機を共同で入れたけれども、小ロット多品種のこの時代、品物が変わってきた、この燃糸機が使えないということになってくると、よそへ行かなければならない、そうすると、この設備がますますからよそからの注文も入ってくる。つまり相互乗り入れみたいなことになっていくという実態がございまして、あるいは口数の問題にいたしまして、その後合併をしたり、あるいは脱退者が一人に偏らざるを得ない、こういった経過については、その趣旨を踏まえて、この陳情書に沿って、このようにいたしますという答弁であったと理解してよろしくございませぬ。

○中澤政府委員 この陳情書にございませぬ第二点、「ロ」と書いてございませぬ条項でございませぬけれども、「出資総額の百分の二十五をこえてはならないとあるを、事情止むを得ない場合は適用除外とする」という、この「事情止むを得ない場合は」ということについて今先生が解説されまして、合併するとか、あるいは相互乗り入れという

てしまふというような場合が間々出てまいりますので、このような場合につきましては、御指摘のように制限を緩和することが妥当だと考えております。

ような場合で、結果的に百分の二十五を超えてしまふという点を御指摘になられたけれども、そのような場合には、まさに私どもの今回の改正原案におきましては、そのような例外を百分の三十五までは認めるといふふうに考えておるわけでございます。したがって、先生のたゞいまの御理解は当てはまるといふふうに考えております。

ただ、第一点の員外利用制限の場合でございますけれども、これはやはり原則としては百分の二十を超えないというところはそのまま維持したいと思っております。先ほど申し上げましたように、団地組合のような場合に、立ち上がり期におきまして、この共同施設等が員外利用を認めないで、その利用率が極端に低くなつてしまつて維持できないというときには、一定の期間を限りまして、その間におきましては百分の二十を超えても認めるというふうなことを考えております。また逆に、組合員の脱退者が出てくる。その場合に、その組合員が脱退した結果、員外利用の比率が百分の二十を超えてしまふような場合に、員外者の十を超えてしまふという期間を限りまして、員外者の利用を認める、百分の二十以上の利用を認める、このような形で適用除外を考慮しております。

したがって、この陳情書にありますが「設立後期間を経て事情止むを得ないと判断される場合は適用除外する」という趣旨の陳情でございますけれども、たゞいまお話し申し上げましたようなケースに限定して考えれば、まさにこの適用除外を認めるようにいたしたい、かように考えているわけでございます。

○横手委員 ぜひお願いを申し上げたいと存じます。それでは輸入問題について御質問を申し上げます。

我が国の繊維産業が需要の停滞、途上国の迫り上げ等による厳しい環境の中にあつて、構造改善を今後円滑に推進していくためには、輸入問題は避けて通れない問題であります。たゞ私は、先ほど申し上げましたように、我が国は貿易立国でござ

いますから、不当な輸入規制を行うべきではない、このような観点に立つてございまして、先ほど大臣からもそのような御答弁をいただきました。

そこで、よく業界の皆さん方から聞きます不満の一つの中に、我が国も不当な規制をしようというところではないけれども、ただ関税が安過ぎます。例えば一般綿織物等については日本が五・六、アメリカが一・八、ECが一・四、このように最初から差があります。この問題について通産省どう考えておられますか。

○黒田政府委員 各国の関税率というものは、戦後ガットの場を通じて何回となく交渉をされています。先刻行われました東京ラウンドと呼びます多国籍貿易交渉というのが一番最近の交渉でございます。先刻行われました東京ラウンドと比べて御指摘のように個々の品目についての上下はいろいろございまして、平均で見まして、アメリカはこの東京ラウンド前の平均が二三・三%であつたということでございますが、それは東京ラウンドの結果一九八〇年から八七年にかけて一八・三%まで引き下げたというふうに合意がなされております。これに対して日本の水準というのは一%というものが東京ラウンドの前後の水準でございます。これは若干事情がございまして、一九七二年東京ラウンドがちょうどスタートする時期に、二割一括の引き下げというのを自発的に行ったものですから、その範囲で東京ラウンドの譲許を行うというふうなことにしたことから、こういう短い期間を追つておきますと日本の関税率は動いておりませんが、今申し上げましたように、レベル自体としては日本が低くてアメリカが高いという点は御指摘のとおりです。

しかし、これは結局関税の仕組みというものが、戦後長い間かかつて交渉されて逐次引き下げられてきたわけでありまして、特に戦後の初期の経済事情を反映いたしまして、当時比較的国际競争力の強いものにつきましては関税率というものが低目に設定された。それからその当時非常に輸入が多い、あるいは国際競争力の低いものについては高目に設定されたということが各国の事情にあるわけでございます。日本の場合には、したがってまして綿製品、綿糸、綿織物というようなものにつきましては当時いわば輸出の花形でございますので、関税率が低く設定された。アメリカ等におきましては、当時からこれを保護しようという考え方があつたために、高目に設定された。スタートラインにおきまして、そういう差がございました。その後の何度かにわたる引き下げ努力にもかかわらずと申しましようか、そういう過程を経てもなお今日、格差が存在しているということは事実であります。今申し上げましたような一つの歴史的な所産でございますので、これを直ちに変更するというわけにはなかなかいきがたい事情がございまして、今後、交渉の機会をとらえて、下げる方向では努力をさせていただきます、かように考えておるところでございます。

○横手委員 そういつた影響がどうかかわりませぬけれども、先般の参考人の皆さん方から特に強く言われておりましたのは、中国からの輸入の激増といひます。これに悲鳴を上げております。このようなことが訴えられたのであります。これは、当然通産省にもこのような資料は出てきておると思ひますけれども、五十九年の二月の中国からの輸入量はまさに新記録の状態であり、このまま推移するならばまさに脅威である、こういうことが強く訴えられておりました。

これに対して、業界の皆さん方は、中国へ渡つて、かの国の皆さん方と、怒濤のごとき我が国に對する輸出をやめてもらいたい、こういうこと、十分話し合ひもしております。しかし、民間の話し合ひでは限度があります。ひとつ政府も腰を上げていただけませんか、こんな要望もあつたと同時に、二国間協定の発動の問題について強く意見が述べられましたけれども、これらの問題に

ついて、通産省の見解をお伺い申し上げます。○黒田政府委員 二国間協定発動の問題につきましては、先ほど大臣からも御答弁を申し上げたところでございますけれども、我々としては、できるだけ慎重にこれには対応しなければならぬ。もちろん、あらゆる状況下において、国際繊維取り決めに発動しないというふうなことを言うわけではございませんけれども、この発動については、いろいろな状況を考えると、慎重にいかざるを得ないということでございます。

確かに、今年二月の綿織物の輸入が史上最高に達している、このまま推移すれば非常に大変なことになるのではないかとすることは、せんだつても参考人からの御意見であつたわけでございます。私どもも、現在、その状況をいろいろ調査をいたしております。

昨今、全般的に天然繊維というものが少し見直されてまいりました。カジュアル化というふうな言葉が使われておるようでございますけれども、比較的太い綿糸を使ひました綿織物というふうなもの、一つの流行というところで珍重をされておるということがあるようでございます。

そういつたふうな国内の需要が強いということに加えて、先方の国内事情もあつて、若干納期おくれがあつたというふうなものも二月に集中をしまして、非常に高い数字が出たことだといふふうなことは理解をしております。しかしながら、今後需要期というものが終わるわけでございますから、当然ある程度そういう輸入というふうなものも鎮静化してくるのではないだろうかというふうな現在見通してはおりますが、他方、ということば言葉をかえて申し上げますならば、非常に高い水準が続くというふうなことになるれば、それはそれで非常に問題をはらみ得るといふふうには認識をしております。

従来から関係の業界の方々が中国側に行かれます。いろいろ話し合ひをされて、集中豪雨的な対日輸出というものは差し控えてほしい、自分たちは構造改善の努力をしているのだから、そこ

に混乱を生ぜしめないでほしいというような形で先方の理解を求め、中国側もいろいろそれに対しては理解を示しているというふう聞いております。

政府といたしましても、国際取り決めに基づく二国間協定というような形ではございませんけれども、いろいろな機会を通じて先方の政府あるいは公司等と話をいたしまして、国内的には輸入についての懸念が非常に高まっているので、やはり秩序ある輸出ということに心がけてもらうことが、長い目で見て両国の貿易関係からいって、意味のあることであるというようにお話しをしていくわけでございます。現時点ではそういったソフトな対応、相手国に対してはソフトな対応、同時に国内的には関係業者の方々とお話し合いによる事態の監視と申しますか、事態を見守るといふことで当面は対応していくというのが、私どもの考え方でございます。

〔渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席〕
○横手委員 あとアメリカの輸入規制の新基準あるいは日米繊維協定による輸入規制品目の追加問題あるいはアンフェアトレード問題、不公平輸入問題等について、若干質問を残しましたけれども、次の機会に譲りたいと思っております。

きょう、どうしてもさわっておかなければならないがございます。共同設備廃棄事業の問題についてであります。

述べてまいりましたように、我が国繊維産業の実態は、内需不振、輸出不振、輸入の拡大、これらの谷間の中であえいでいる実態にあります。したがって、今後、業界からは設備の共同廃棄事業の実施の要望が高まってくることは予想されますし、いや、むしろその声が既に上がっております。繊維ビジョンの中でも示されたとおりであります。これに対する通産省の方針はいかがでございますか。

○黒田政府委員 昨年いただきました繊維ビジョンに關します答申の中で、設備の共同廃棄制度につきましましては、相当批判的な形で意見が述べられて

ております。結局、過去、何度も繰り返して実施されてきたということが、将来においてもまた実施されるだろうという期待を生んでくる、そうすると、本来ならば廃棄すべきような設備も温存させることになる、あるいは投資に当たった態度が甘くなるというような形で、弊害が指摘をされているわけでございます。

したがって、私どもとしても、そういう答申の趣旨に沿って、この問題については慎重に対応しなければならぬわけでございますけれども、現在、繊維産業が直面しております非常に厳しい状況下で、大きな転換をしていく、構造改善をしていく、先進国型に向けて脱皮していくという過程で、転産業者の増大ということも考えられますので、これに対する対応措置の一部といたしまして、この共同設備事業というものにつきまして、先ほど申しましたような答申における非常に厳しい御批判はございませぬけれども、何とか転産業者に限って活用をさせていただきたいということ、現在、その方向で案を練っている、こういうことでございます。

○横手委員 私は、これらについて、共同設備廃棄事業の問題についていろいろ意見があるというものは、よく承知をいたしております。しかし、繊維産業はもとより繰り返した産業であろうと思っております。何遍も繰り返して申し上げてまいりましたように、途上国から追い上げられてくる産業であります。したがって、新しい機械を入れて、新しい設備で、新しい品物を開発をしていかなければならぬ、それが近代化への道であります。そうしますと、そこには当然過剰設備という問題が起ってくる。その設備についてどうするか、こういったような問題はやはり繰り返して起ってくる産業である、このように思っております。この問題が起きますから、そういう前提に立って共同設備廃棄事業についても取り組んでいただくなければならぬと思うのであります。

ただ、具体的な問題が起ってきたときにまた議論をすべき問題でございませうけれども、一

つは今おっしゃいました転産業者ということになつてくると、その人は再びもう繊維産業に手をつけない、今までのように一部縮小というものはその対象にしないということであるとするならば、これはいい、悪いはまた別の問題でございます。その問題にするならば、当然業界の皆さん方の要求としては、それに対する附属設備も同時に買上げてくださればいいという要請が出てくるであろう、このように思います。

それからもう一つは、特に繊維の産地構成は日本海側にたくさん集中をいたしております。特にこれらの地域については、今まで多くの皆さん方が述べてこられましたように、いわゆる転産業者、新しい産業についてなかなかその見通しがつきにくい地域であります。そうなつてまいりますと、そういった中で思い切つてやめるということになれば、この買上げの価格という問題がやはり同時に出てくるわけでありませぬ。

いわゆる高く買つてくだされ、どっちも廃棄するんですから、それらの附属設備についてもその対象にしてくださいということも当然のこととして、業界の皆さん方からは要求が出てくるであろう、このように考えておるわけでございます。こういう問題、まだこれから先の話でございますけれども、このような問題が起ってきた場合には、わかりました、業界の皆さんの御希望にできるだけ沿いながら、それらの問題について具体的に進めてまいりますというのが通産省の基本的な姿勢でなければならぬと思っておりますが、いかがでございますか。

○黒田政府委員 具体的な条件と申しますか、価格をどうするかということ、今後こうした事業を実施に移します際に具体的に詰めて決めるべき問題だというふうに考えております。しかしながら、と申し上げなければならぬわけですが、従来からこの価格設定の基準というものは、従業員の方々がやめられていく、そのために必要な費用でありますとか、それまでの負債の整理の資金でありますとか、あるいは残存価値というようなもの

のを十分調査をいたしまして合理的に決定されているわけでございます。従来からこれは主として転産業者、そして一部の廃棄業者も含んでおりましたけれども、従来も転産業者にも適用するという形で実施をしておりましたので、率直に申し上げまして、これらを引き上げるといふことは相当難しいということをお申し上げざるを得ないと思っております。

○横手委員 今申し上げましたように、まだ具体的にこの問題が起つてきておるわけではございませんが、起つてくることは予想されますし、それらの鳴動が既に起つておることも御案内のとおりであります。したがって廃業者、転産業者を中心にするということであれば、そのような新しい転産先、新しい産業に参入をしていく、大変難しい地域であるだけに、この買上げの価格の問題と、それから廃業者に絞り込むということであれば、当然のこととして附属設備についても、こういうことは起つてくることと予想されるわけでございますから、これは最初に私が大臣に御質問を申し上げたのはまさにそのこととございまして、これは新繊維ビジョンが示した、世界の市場の中における我が国の繊維産業に力をつける、こういうことがこの法律の主たる目的の一つである、そのビジョンに示された方向に向かって進んでいく、そのことのために業界の皆さんの要望を、現場の声をできるだけ聞いていただくということの念押しを大臣にもしたのにはまさにそのこととでございますから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

なお、時間でございますから、最後に一つ御質問を申し上げますが、合繊のジャカード織物、現在大変な不況でございます。私も先般福井県の地域の密集地の工場を見てまいりました。既に三月十三日には業界の皆さん方が決起大会を開いて、自主換短問題について決議をなされておるところでありますけれども、しかし現実には工場の中はとまっております。私が入りました工場でも、二世の若い方が学校を出て大変意欲的にこの繊維

産業に取り組んでおられた。そしてあれはたしかスルーだっただけだと思いが、新しい機械を入れて、その製品について商社の皆さん方と打ち合わせに打ち合わせを重ねて、この機械を入れて製品を開発し、そしてこれをしていきますということと合意がなされた。そして機械を入れた。ところが現在のは待ちの状態でありまして、つまり空っぽであります。大変深刻な状態であります。大変気の毒に思いました。

その大会の決議の際にも、我々産地ジャカード織物組合は、本日ここに結集をしたということ、安値工賃の自衛を決議し、低利長期の減産資金の融資並に利子補給等関係機関に要望し、併せて、コスト競争力の強化、商品開発力、需要の開拓、情報の収集等一層の企業努力により産地を死守していくことをここに宣言する。このような決議をしておられるわけでございますが、この問題に対して通産省は積極的に支援をさせていただきたいと思いが、いかなる具体的な対策でございましょうか。

○黒田政府委員 御指摘のように、合織のジャカード織物というものは大変高級品のようでございますが、一時大変な活況を呈していた時期がございました。しかしながら、最近になりまして急速な引き合いの減少という事態に直面をして、生産量も工賃も急カーブで下落をしているという状況につきましても十分承知いたしております。これは繊維品のいわば宿命のようなものでございませうけれども、輸出が極めて好調であったものが、輸出先市場における消費者指向と申しますか、ニーズの変化というところで、合織からむしろ天然繊維あるいは長繊維から短繊維へというような変化もあつたというございませう。他方、韓国のジャカード物が大変このごろ力をつけてきて、競合関係が厳しくなつたということもまた指摘されているわけでございませう。こういう時期でございませうので、やはり生産側としては需給調整という形で対応をしていかざるを得ないというふうに考えるわけでございませう。

しからば具体的な対策いかんという御指摘でございますが、私どももいたしましては、県と協力させていたしながら、中小企業体質強化資金融資制度というものを活用いたしまして、特別融資が実施できますよう検討いたしております。また信用保険の特例措置のために不況業種の指定、これは従来指定してあつたのでございませうが、非常に好況の時期にこの指定を解除したという経緯もあるようございませうが、これを再び指定するという御希望がありますならば、これを検討するというところで対処してまいりたい、かように考えております。

○横手委員 ぜひ十分な対処をしていただきまして、産地の皆さん方の御希望に沿っていただきたい。そして力をつけていただきたいということを御要望申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○槻山委員長 野間友一君。
○野間委員 それでは今回僚委員の方からも話がありました。私も福井県の織物構造改善工業組合から陳情を受けておるわけで、これに関して最初にお伺いしたいと思います。

この法の延長に係る産地一括型の構造改善事業、この実施要領の基準の緩和についてはまず第一に、何處も論議されておりますように、設備リース事業枠の撤廃ないしは緩和の問題、これについて今、商品開発センター及び自己の保有する共同施設の時価評価額の二倍ということで抑えられておりますが、これについては通産省の答弁の中で、弾力的にこれを運用したい、拡大したいという答えがあるわけですが、福井の方では、時価評価額の五倍にしてくれ、こういう強い要請があるわけでありませう。何でも、今のところ考えられるのは三倍ですか、三倍と言わずに、これはもうぜひ弾力的にさらに検討してほしいということをまずお伺いしたいと思います。

○黒田政府委員 業界の方からはいろいろな御要望が出ています。これは承知をいたしております。私ども、いろいろ財政的にも厳しい状況下で

もございませう。また、基本的にこの構造改善事業計画というものがソフトとバランスのとれた形でのハードの推進ということで、商品開発センターの事業と、こういった設備に関連いたします事業との間にはある種のバランスがあるべきだといふ基本的な考え方がございませう。また、特に、多品種少量短サイクル化というふうな新しいニーズを考慮いたしまして、従来二倍の範囲内で運用いたしておりましたリースカウントにつきまして、今回これを三倍まで拡大しようというところで対処しようと考えているところでございます。

○野間委員 今三倍というお話ですが、時間がありませんから理由は言いませんけれども、産地としては非常に要望が強いわけですが、ぜひ弾力的にさらに検討してほしいということをつけ加えておきます。

それから、員外利用率の緩和の問題であります。これは先ほど局長の答弁で、立ち上がり期、この一定期間だけに限って適用除外と申しますか、緩和するのだというお話だと思いが、どのくらいの期間を考慮しておられるのか。少なくともこれは五年以上でなかつたらいかぬと思うのですけれども、これはどのくらいの期間を考慮しておられるのか。

○中澤政府委員 現在法案で考えておりますのは、立ち上がり期につきましては、三年以内で政令で定める期間と考慮しております。一応現段階では三年というふうな考慮しております。

○野間委員 これは大変現地の実態と合わないわけですが、業界からもさらに強い要望をすと思いが、ぜひ要望を聞いて善処していただきたいということを加えておきます。

それでは、この法の改正について質問を続けま。現行法の繊維法ですが、いわゆる繊維産業における特徴としての零細性あるいは過多性の実態を踏まえて、主として中小零細企業、こういう業者

の知識集約化、グルーピングを目的として四十八年に答申が出され、そして四十九年に成立をした、こういう経過があるわけですが、五十四年に、この知識集約化の構造改善事業が余り進展しない、こういう点についての現状分析をした上で、一部手直しをして現在の法に至つておるわけでございます。

ではこの間一体どうかといひますと、オイルショックとかあるいは構造的な不況のために、この法律に乗つた構造改善事業は一定の成果は上げておりますけれども、数は大変少ないということですね。ですから、法律の延長というものは当然必要だと思いが、問題は、五十八年の織工審、産構審の答申あるいは五十八年一月に出ました中間の取りまとめ、これを見ますと、繊維産業の現状認識とか、あるいは構造改善対策が従来の方向と異なる大きな問題があるのじゃないかというふうには私に思つております。

そこで質問をいたしますが、この現行法の骨格となつた四十八年の答申、それから去年の答申と比較しますと、中小零細業者についての位置づけが大きく変わつてきているというのが特徴ではなからうかと思つております。

といひますのは、四十八年の答申では、零細性と過多性が過小資本やあるいは信用力の不足というふうなことから近代化の投資を困難にして、あるいは加工段階で言つて、賃加工形態が一般的にとられていて、そのために経営の非自主性あるいは不安定性を強く残している、こういう指摘と同時に、賃加工形態とも関連して、返品とかあるいは一方的値引き等近代的な取引関係がこの繊維産業の場合に悪影響がかなり大きい、特に中小零細加工業者の経営の自主性を損ないがちだ、こういう指摘がされております。

ところが、これは事実ですが、去年の中間取りまとめ、これを見ますと、賃加工による委託生産、これは従来その問題点ばかりが強調され過ぎる嫌いがあつた、この形態が前近代的であり望ましくないものとして一方的にとらえることは妥当では

ないということがこの中に書かれておりますね。すなわち、かつては中小零細業者の賃加工形態が自主性が無い、あるいは不安定なものだという認識から出発して体質の強化というようなことにつながっていったのですが、今度の答申はそれは変わっておられると思うのです。ですから、これは賃加工形態そのものは非常に評価して、そういうことでのいいのだということがベースになっておられると思うのです。

○黒田政府委員 お答えいたします。賃加工による生産形態というものが、経営の自主性を失わせると申しましようか、弱めるということを通じて、経営の不安定性をもたらしているのではないかとという問題の指摘は従来から行われておりますし、また今日でも、基本的にそういう認識について変化があったというわけではございません。

しかしながら、過去十年間の経験等を踏まえて現状について考察をいたしました場合、その中小零細企業というものが賃加工形態から脱却をし、経営力を高めるといことが一つの基本的な望ましい方向であるといえども、歴史的な発展の経緯もございまして、また、現実にはすべての中小零細企業が経営力を高めて自前の、例えば糸を買って布を売るといような形で活躍し得るまでのすぐれた商品企画力、販売力あるいはリスク負担というところまで身につけるといことは多分非常にむずかしいであろうという実態認識がございまして、現実には賃加工という形態をとることによりましてリスクを回避し得るといことがあるわけがございますから、そのリスクを回避したエネルギーを専ら専門的な技術の向上というように向けることができますならば、必ずしも賃加工形

態にあるということをもつてあらゆる面から非常に望ましいからざる状態であるというふうな決めつけのものもいかなるものであろうか。むしろ賃加工という形で加工を委託する者との間の相互依存関係が上手にうまく形成されますならば、技術力、経営力をその中で強化していくということも考えられますので、またそういう賃加工形態というものについても現実的な意義づけをしていく、こういうふうにお考えいただきたいと思っております。

○野間委員 大変面白いな答申が今あったのですが、四十八年当時の答申と比べたらこれは明らかに逆になっていましてね。例えば四十八年の答申では、この零細性そのものについて、小回りがきくとか一定の評価をしながら、しかしながらとて、こういう企業性の零細性あるいは過多性、これが経営の非自主性やあるいは不安定性を残しておるのだということ、原則と例外が入れかわっておるわけですね。しかしながらとして、やはりこういう形はだめなんだというものが四十八年の答申の評価なんです。ところが、五十八年のこの中間取りまとめを見ますと、これは逆転していきまして、先ほど指摘しましたけれども、この賃加工形態は、先ほど申し上げたように、いろいろな問題点が指摘されてきた、しかしながら、原系メーカーにとつて、あるいは機屋にとつていろいろなメリットがあるのだ。この十九ページにもあります。が、現実的にも現段階で賃加工形態が適切な方策であろう、ここまで言い切っておるわけですね。

これはまさに原則と例外というか、その評価の重点が全く変わっておる、こう言わざるを得ないと思っております。いかがですか。

○黒田政府委員 確かに賃加工というものの基本的な弱点というものを指摘しつつも、その現実的な具体的な位置づけについては、先生がお読みになられたような読み方もあります。可能かと思ひますが、最近の答申がより現実的に現状を踏まえて皆さんのコンセンサスとして書き上げられていく、こういうことではございません。

○野間委員 そうでございます。ですから、この生産

形態、賃加工形態の評価が四十八年に比べて全然変わっているわけですね。これは明らかです。それは一体この賃加工の生産形態、これが果たしてこの答申に言うように商品企画力とか、あるいは技術の問題あるいは経営能力の涵養、経営の安定化、近代化、これに對して適切なものかどうかということが問われなければならないというふうには私に思っております。

そこで、新しいビジョン、この五十八年答申の中では、いわゆる垂直連携の理念は正しかったという評価をして、その中に、多様な垂直連携グループが形成されたのだ、こうあります。そして、原系メーカーとかあるいは大手商社のもとに賃加工関係を中心とした垂直連携グループがたくさんできて、系列化が進んでおることを評価しておるわけですね。特に先ほど引きました中間取りまとめ、これは非常に露骨だと思ひますが、十九ページ、原系メーカーにとつて非常にメリットがある、あるいは合繊企業は賃加工による織布業者等を系列化する中で売上高の増加と高収益をもたらしている、その他たくさん例示がしてあります。

大手メーカーとかあるいは商社のサイドに立ってみればメリットがある、このことは確かに大いに評価されておるわけですね。なるほど私が申し上げるまでもなしに、大手メーカー、原系メーカー等の決算書等を最近見ますと、経営利益が非常にふえておる。五十八年度についても上向きと織維新聞等の報道にもあるわけでありまして、ところが、原系メーカーとかあるいは大手の商社等の側に立てば確かにそうかも知れない。しかしながら、同じ織維産業の中でも中小零細業者、賃加工形態をとるという業者、これは織維の中で、特に合繊の中では非常に数、ウェイトが多いわけですが、非常に深刻な状況にあること

は、私が数字を挙げるまでもなしに、事実として通産省も認めると思うのです。果たしてこの新しいビジョンが言うような、賃加工形態生産が機屋にとつても高い技術力が養え、経営が安定化する、こういうメリットがあるのかどうかということな

んですね。私はあちこち今実態も調べてきたわけですが、こういう評価は誤りである、こう言わざるを得ないと思ひます。

例えば福井の例であります。零細な機屋さんでは工賃がうんと上下変動する。これはそのままみずからの業者の収入の増減に直接来るわけですよ。一つの例ですが、メーカーショップのポリエステル織物ですが、これはデジシです。五十七年の一月から三月期二千二百円、これが翌四月から六月期には千六百円、五十八年の一月から三月期にこれは千九百円、もうとにかく大きく波を打っているわけですね。これが特徴です。これは一つの例ですが、こういう賃加工形態をとっているところは皆そうなんです。そしてジャカード、先ほど非常に危機だという話がありました。ここで私も聞いてびっくりしたので。五十八年、昨年の十二月、一匹が七千五百円、これは工賃ですね。これがことしの一月には五千五百円、二月には二千五百円。採算分岐点一体どのくらいか聞いていたら、大体五千五百円、こう言われておりました。しかも三月十五日から、先ほど言われたように五〇%の換短を今やっているわけですよ。こういう一つの事態経過からして、こんな不安定な中でどうして高い技術力が涵養され、あるいは安定した経営が望まれるのか、私は不思議でしようがない。そういう点で、この中間取りまとめの中の賃加工生産形態の評価はやはり誤りだと言わざるを得ないと私は思っております。その点についてはどうお考えでしょう。

○黒田政府委員 先ほど申し上げましたように、賃加工というものによつてリスクの回避ということが可能であるわけでありまして、御指摘のように、工賃の変動幅が極めて大きいということは事実のようでございます。これは消費者の嗜好の変化というものがまことに変動が激しいものでございまして、好況のとき、そして不況のときと申しますか、あるいはそのものに対する需要が強いとき、弱いときの格差が非常に大きいということでは事実でございます。しかし、それを賃加工

と申します。私はあちこち今実態も調べてきたわけですが、こういう評価は誤りである、こう言わざるを得ないと思ひます。

形態をとらずして、みずからのリスクで糸を買って織物に仕上げて売るといふ事業者の方がよりリスクが小さいか、あるいは変動が小さいかということになりますと、これは多分そのリスクを負担する分だけさらに影響は大きくなっていくということも想定されるわけでございますから、七千五百円の工賃のものが二千五百円になってきているということとは、それ自身まことに変化の大きい難しい商売だということでございますけれども、これをもしすべてのリスクを機屋さんがしよつた形で糸を買って織物を売っていた場合のリスクに比べれば相対的にあるいは小さいのかもしれないというところでございまして、どうも事柄はそういう相対的な比較の問題としてとらえざるを得ない。したがって、リスクが少ない分だけむしろ技術に特化する事も可能であろうし、現実には買加工というものが必ずしも支配とか被支配という関係ではなくて、技術力の強い、高い機屋さんというものは大手の川上あるいは商社、流通業者というものがむしろ取り合いをしているというふうな相対的な地位の向上もあるわけでありまして、そこには相互依存関係というものが成立し得るのではないだろうか、かように考えるわけでございます。

○野間委員 私が聞きましておるのは、四十八年に比べて五十八年のビジョンが全然この生産形態についての評価が違ふ、私は、買加工形態というものとはどんなアメリカがあるのか、これは四十八年の答申の評価が正しいと思うのです。だからこそ、そこから脱却するためにどうしたらいいのかということが施策の中心でなければならぬ、こう思うのです。

ところが、今度の五十八年の答申のように、買加工形態はいろいろな流れの中でも、あるいは現実的にもこれは高い技術力、すぐれた経営力を涵養して、経営の安定化や近代化を図っていくということが現段階での適切な方策であろう、こんなふうな決めつけられますと、買加工形態そのものを温存しながらこれから繊維の構造改善を進めていくということになるわけ、そうなりまして、実態的にはたくさんいろいろな問題がありまして、ありますが、その前提、たてりをどちらの方をベースにしてやっていくのかということ、全く施策や政策が違ってくる、こう言わざるを得ないと思うのです。

先ほど申し上げたように、そういうような実態の中で、こんなものが経営の安定とか何やらといったところで、そんなものはまさに夢物語なんです。しかも商品企画あるいは技術力の涵養というところも五十八年度のビジョンの中でも評価されておりますが、これも私は非常に困難だと思っております。

これもある福井の大きな繊維工場、私は行ってまいりましていろいろと説明も聞いてきたのですが、ここでも染色あるいは織布ですが、行ったところは大企業でありまして、しかしこれも原糸メーカー、大手の図柄等の指図によって染色等をやっておりますけれども、実態をいろいろ聞いてみるとやはり合織メーカーの下請なんですね。自社で開発するのは非常に困難な仕組みになっておる。大手ですらそうですから、小零細業者にとってはなおさらなくて、結局、いろいろ私も調査した結果明らかになったのは、今のような状態で買加工の生産形態を温存しながら連携を図っていくということ、原糸メーカー等の大手のほうへの踏み台にされるのではないかと非常に危惧をするわけです。やはり川中織布等の、あるいは染色もそうですが、こういう業者の独立性あるいは自主性、体質強化、こういうものを図ること、これが急務であつて、今申し上げたビジョンのようない評価、これでは到底私は、特に川中の織布とかあるいは染色等、こういうものは救われぬんじゃないかというふうな思ふのです。大変時間がありますので、この点について答弁をいたさなく時間があります。

関連して続けますが、買加工の委託取引の改善について質問しますが、この取引の改善は、先ほどからも何度も議論があつたと思ひますが、ちつともこれは改善が見られないわけですね。そこで、繊維取引近代化推進協議会、これはこの二月にまとめた実態調査の結果があります、これを見ましたら、書面契約は二九・四％、加工の指圖書が五八％、取引の伝票だけでやるのが一・二％、何もないというのが一・四％、これは委託加工取引に関する調査の結果でしょう。不当値引きについても、前年より増加しておるといふのが七・八、変わらないのが八三・一、ちつとも変わらないわけですね。減少しておるといふのがわずかに九・一％、こういう実態であります。こういう買加工を軸とした今度は取引の問題について言ひましたが、ちつとも変わらない。こういう状況がこの協議会の調査の結果でも明らかであります。これについて通産省は一体どう考えますか。

○黒田政府委員 繊維の取引形態というものは大変複雑でございます、いろいろ長い歴史的な経緯に支えられていて、客観的にいろいろおかしな制度が残っているという点は、従来から指摘をされておるところでございます。今、先生御指摘になられた幾つかの要素というものも、その点を示しておるように思ひます。

しかしながら、これはなかなか行政の立場から手をつけるというところは容易なことではございません。極端なケース、不正な取引に当たるような場合あるいは優越的地位が乱用されているような場合、下請代金支払遅延等防止法の明らかな違反であるような場合につきましては、これはそれぞれの法律に基づいて正しく処置されるということだと思ひますけれども、いわばそこへ至るまでのいろいろな形態のものというところになりますと、どうしても業界としての自主的な努力、意識改革を背景とした努力というものが一方になければいけませんし、他方、経済力というものについても格差の是正ということも必要なのは申すまでもないわけでございます。

特にそれらの点につきましては、業界挙げてつくりました繊維取引近代化推進協議会というよう

な場を活用いたしまして何とか後ずさりはしない、一歩でも二歩でも前進させていこうということ、関係者は努力しておるところでございますが、率直に申し上げてまことにほかばかしくございませぬ。しかし、事柄の実態自身がそういう非常に難しい要素をはらんでおるものでございまして、今後もうむことなく一歩でも二歩でも前進させるべく努力をさせていただきます、かように考えております。

○野間委員 質問を続けますが、先ほどから指図したように、私も前提としては垂直連携、インテグレーションそのものを否定するわけではないので、そういう方向でこれから近代産業へ脱皮するのは正しいことだと思ひますし、やらなければならぬ。しかし、今のような下請とか買加工の生産形態をそのまま温存して、それを評価した上でやるということ、ちつとも中小零細企業の利益にならない。そういうようなもの体質の強化、あるいは自主性や独立性、そういうものをとらんとん施策としても強化して、そして初めて私は垂直統合というものに乗つていくことができないのじゃないかというふうな思ふのです。

その点、私の意見に対してどういうふうな考へておられるのか答えをいただくのと、公取に、時間ありませんから聞きますが、先ほど挙げた福井のジャカードの例ですね、この場合には書面があるのですよ。ところが七千五百円から五千五百円、そして二千五百円とべらぼうに勝手に下げておる。これは私は下請法に違反すると思うのですけれども、こういう点についてもそれぞれお答えいただきたいと思います。

○黒田政府委員 買加工形態というものに関連する分析につきましては、先生御指摘のようないろいろな問題をはらんでおるわけでございますが、私も大変関心を持つてございまして、たまたま手元にある資料で見ますと、繊維の川中部門では、ほぼ六割が買加工、買織という形態をとっておりますが、品種によって非常にばらつきがございまして、例えば絹につきましては買加工が二割程

度でございますし、綿織物では五割をちよつと切つた程度、そして合成繊維ではそれが平均より高い六六%、毛になりますとそれが八〇に近い、こういうような状況でございます。

したがういまして、賃加工であるということと技術力、開発力というものの関係が果たして一義的に決まるのかどうか、他の多くの要因もあるように思いますが、御指摘もございまして、正しい方向に向かうような形での施策を進めるといふことについては努力をしていきたいと思っております。

○奥村政府委員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘の件が、下請法で申します下請取引に該当するかどうか、直ちには明らかでございませぬので、現段階で具体的なお答えは差し控えていただきますので、ございませぬけれども、一般的に申しますと、先生おっしゃいますように、親事業者が下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに値引きを行えば、下請法の四条一項三号の不当な値引きに該当し、下請法違反となるおそれがあるわけでございます。

先生おっしゃいますように、具体的な事案がございませぬれば、十分に検討させていただきますと考えております。

○野間委員 これは公取も通産省もよく御存じのとおり、個別の企業は出せないので、実際に、出したら仕事がつつと切られますから、ですから、こういう実態を地域なり産地なり、そういうところで全体を掌握するような方法をとる。例えば下代法の書面の交付を公取なり通産省に届け出をするとか、客観的にそういうものをチェックする機能を果たすような仕組みを考えていかなければならぬと思うのと、親と子だけで、下請法で縛れるのは、そうでなくて、例えば今挙げた福井の例の場合、これは、実は大阪の商社が指示をして産地のあれを動かしてやっておるわけですね。そういう場合にはこれはつかみようがない。こういういわばざる法的な条文なので、こう

いう点も踏まえまして、私たちがずっと以前から下請法の改正の問題で法案を本委員会に出したことがありませぬ、この点は常に問題にしてきたわけ、これは通産省や公取もそういう認識はお持ちなわけですから、この点は、運用の面と同時に法の改正の点でも、こういう不当な取引で弱者がいじめられぬような形で行政の面でもやってもらうということが必要ではなからうかと思うので

しかも、ひどいのは、ジャカードの例ですが、C反の返品、これが容赦なしに出てくるというわけ、一匹当たり既に支払い済みの工賃を返せということ、ペナルティーとして、糸代の弁償として五、六千円を支払えということ、実はやられておる。ところが、これについても、クレームに対してはなかなか文句の言いようがない。言ったらずばつとやられますからね。これが実態なんです。これはどこでも同じようなことになっておるわけ。

そこで、私、ここでお願いと申しますか要求したいのは、これは何度も当委員会でも問題にされているわけですから、こういう点を踏まえて、取引の改善について具体的実態の調査と同時に、抜本的な具体策をぜひ講じる必要があると思ひます。この点について、どちらでも結構ですから、答えていただきたい。

○黒田政府委員 繊維産業を所管する立場から申しますならば、それは川中としての力をつけること、がやはり一番抜本的な対策になるというところで、構造改善努力を一層進めていくことが流通業者に対して対抗力を強めることにもひいてはなるのではないかと、かように考える次第でございます。

○野間委員 時間がありませんので困るのですが、取引改善について、黒田局長は去年の十月の当委員会でする例、つまり、第三者機関を設けてこれらの是正をするという方式、これはいけるかどうか一週検討してみたい、こういうふうにか答されておりますね。これはその後検討されたの

か、あるいは、ビジョンでは取引準則の策定とか指導の抜本強化、こう言っておられますが、具体的な方策を今お考えなのかどうか。

それから、これは全然別の問題で、いわゆる織機の登録制の問題ですが、五十一年あるいは五十八年のビジョンの中でもいろいろ言っております。これを温存することについては非常に消極的な意見が書かれておりますが、当委員会でも参考人が述べたように、これは今の状況ではやめるといふような状況にはないということも通産省もよくわかったと思うのです。黒田さんは、これまた去年の十月の当委員会で、廃止しても大資本は入らない、心配ないんだ、こういうことを言っておりますが、福井の大野というところは、二年前に都築紡績というところが工場を進出するという話があった。これを業界や県が反対してつぶした。こういう例は御存じだろうと思ふのです。あるいは織研新聞、これは五十七年一月三十日ですが、東レとか帝人等々大手の原糸メーカーがテキスタイル化、ほとんどがこういうものを計画しております。

こういうことで、今でもそういう計画ですから、その上登録制をなくしていくというようなビジョンが出れば、すぐにわつと、地元では零細業者は非常に不安な気持ちを持ちますし、あるいはこういう原糸メーカーがどんどん進出する、そういう計画を今持つておるわけですから、そういう点から、こういう制度は今の時点でやめるのじやなしに、ぜひそのまま温存して、中小零細企業の体質の強化をまず図るべし、こう思うのです。五十一年の提言の中でもこれは消極的な意見があります。それでも現行法による構造改善事業の成果を見きわめつつ検討する、今回は議論をする、こういうことになっていきますね。ですから、構造改善事業がこれからという状態ですから、そういうような実態を踏まえた上で登録制はぜひそのまま存続すべしということをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。答えてください。

○黒田政府委員 取引改善関連で何をするかという点については、とりあえず二つの点を申し上げたいと思ひます。それは、基本的には業界の自主的な取り組みでございますけれども、第三者機関につきましても、これはできるだけ実現する方向で検討しております。

それから、登録制の問題につきましても、大企業の参入があるだろうという点がしばしば指摘されておりますが、私どもの考え方としては、また実際問題としても、登録制が分野調整の機能を果たしているというところは、例えば紡績の兼営織布というふうなもの、数字を調べてみますと、過去毎年むしろ減少傾向にあるというふうな事態でございまして、紡績が大型の織布工場の建設を計画したとしても、それは彼らが既に持っている登録の範囲内の話であるというのが原則のようでございますので、登録制それ自身がそれをチェックする手段ではないのではないだろうか。合織の場合には、川上の合織メーカーが、テキスタイル化と言っておりますが、自分自身で織布工場を持つというふうな計画については承知しておらないわけでございますし、しかし、登録制をめぐってはいろいろ議論もございまして、今後十分議論を尽くしながら、混乱の生じないような形でその解消に向けて段取りをつくつていきたい、かように考えております。

○野間委員 残余の質問は次回にいたします。終わります。

○梶山委員長 速記をちよつととめてください。

〔速記中止〕

○梶山委員長 速記を起こしてください。先刻保留いたしました和田貞夫君の通産産業大臣に対する質疑を許します。和田貞夫君。

○和田(貞)委員 大臣、提案者はあなたです。私は提案者に質問をしたいわけなんです。ところが、参議院の関係で今になつたのですが、実は五十五分間大臣がおらぬので空銃砲を撃つておつた、それはあなたに聞いてほしいわけ。

改正法を実施するに当たって、あるいはこれからの繊維産業の政策をやつてもらうために、現場の実態、繊維産業の実態、これを提案者の大臣みずからが頭に入れてもらつて、その上に立つてそれぞれ指示をもらつて、こういう建前に立つて私は審議したいのです。非常に遺憾だと思つてはいます。しかし参議院の関係もこれあり、留保させていただきます。ここでこれを繰り返すとまた五十分かかるのです。そこで、委員長の方には五十分の質問の権利を留保していただければ、できるだけ大臣に聞いてほしいことだけを述べさせていたゞいて、大臣のお考え方をひとつただしたい、こういうふうに思うわけなんです。

御承知のとおり、繊維産業というのは非常に垂直型に構造改善をやつていくという事で今までやつてこられたわけですが、今までの繊維産業政策の中で解決をしておらない部分がたくさんあるわけなんです。これを解決するためには、先ほど局長にお願ひしたわけなんです、やはり現状の実態を把握してもらつて、それから始まらないと、新しい政策を打ち出すと思つてもどうにもならぬわけなんです。大企業もあれば中堅企業もあれば中小企業もあれば零細企業もあれば、あるいは下請加工者もある。そして中小企業は中小企業に働いておる雇用者の実態あるいはその経営者の実態、中堅企業の経営者の実態、そこに働く雇用労働者の実態というのがあるわけですが、その問題をずつと見てみますと、先進型の繊維産業を目標してという答申が出ておりますけれども、先進型にほど遠い部分があるわけにあるわけなんです。まずこれをどうすれば改善することができるか、これをどういうようによつてこれから通産省が実態に即した底上げをやつていくことができるかということが、これからの繊維産業を目標して非常に大事なことであり、私は思うわけなんです。

そこで、まず何といひましても、最低の部分であります末端の加工業者、この加工業者の実態というのは、零細企業やあるいは中小企業や中堅企

業に働いておる雇用労働者の産業別最賃、あるいは地域の最低賃金すらも確保できないような加工賃で、甘んじておるといふよりも甘んじざるを得ない、こういう実態にあるわけですね。そういう点をまず把握してもらつて、その改善策がいかにあるべきかということに力を注いでもらわなければならないわけであり、それから、そういうお考え方があるかどうかということもまずお聞かせ願ひたい。

○小此木国務大臣 一切弁解はいたしません、大変お待たせして相済みませんでした。

今のお話、先進型産業を目標して繊維工業が一生懸命頑張る、通産省といたしまして、これに側面から協力していかねばならないことはもちろんでございます。そういう中で大企業があり中小企業があり、またさらに零細な企業がある。零細企業があり、言葉の表現はよくはございませぬけれども、いわゆる下請いじめ的なことをやられる、こういうようなことはまことに不正なこととございまして、このようなことを正常に行うということがやはり通産省の立場であると思つてございまして。

ようやく不況を脱した今日、私どもはそのようなことにも目を向け、せつかく先進型産業として脱皮しなければならぬ繊維産業のために大いに援助をしてまいりたいと思つております。

○和田(貞)委員 例えは繊維機の問題にしても、織機の登録制をなくするということになると、これは大企業が非常に混乱をさすということも考えられますが、織機の登録制をなくすることによつて、今の加工業者が無登録の織機によつて今まで以上に加工賃が安くてもやろうというふうなものがあるか、どういふ条件になつておるのか、こういうことさへも把握できない、こういう実態にあるわけでありまして。

○小此木国務大臣 この登録制の問題につきましても、恐らく論議があつたことと思ひますけれども、昨年十月の繊維ビジョンの答申では結論が出されないうで継続審議とされたところでございまして、今後このことは業界にも十分議論して

もらひまして、審議会で結論を取りまとめた上で私どもは適切に対処していきたい、かように考えます。

○和田(貞)委員 その登録制はいろいろ考え方がありまされども、やはり実態というものは、登録制を堅持しない限りは構造改善事業もやつていけないし、小さな企業になれば登録制によつて企業の安定度というものがあつて、それから、今後のいろいろな課題になると思ひますけれども、登録制というものは小さな企業になればなるほど、これは大事な問題であるので、慎重にひとつ結論を出すに当たつては小さな企業あるいは零細な企業、そういう意見というものを尊重してもらひたいと思ひます。

そこで、次に、これも大臣の方にこの実態をひとつ頭に入れてもらひたいわけでありまされども、最低の加工業者、いわゆる家内労働者ですね、この家内労働者について朝も話したわけでありまされども、家内労働法があつて、その家内労働法に規定されておる家内労働者手帳、労働省が朝から答弁しておるの、大体七〇〇程度しか家内労働者手帳を交付しておらないうとございまして、私どもは、私どもは、例え大阪の泉大津なら泉大津という自治体の方でその実態を調査させたわけなんです。その結果、この家内労働者に手帳が交付されておるのがゼロだ、こういうことがわかつたわけなんです。そうすると一体幾らで加工させておるのか、その支払いがどうなつておるのか、どういう条件になつておるのか、こういうことさへも把握できない、こういう実態にあるわけでありまして。

そこで、そういうような中では結果的に幾らたつても、最低加工賃が決まつたところでそれが守られない。ひいてはそれが中小零細の企業に働いておる雇用労働者の賃金の足引つ張りをする、労働環境を改善することもできない。そうなるにつれて、幾ら経営の方が先進型を目標して体質の改善を自助努力によつてやろうと思ひましても、肝心な繊維産業に働いておる労働者自身が

その気になつて繊維産業に魅力を感じて働かない限り、働く気を起こさない限り、幾ら旗を振つたところでそういうふうにはなり切らないわけなんです。そういうところの原因がどこにあるかということ、通産省としてはきちつと実態把握をしてもらつて、それを改善していくということから手をつけてもらひたいと思ひます。私はいたいわけなんです。その点はどうか。

○小此木国務大臣 和田委員のおつしやる、そのようなきまざまま実態の把握に努めまして、私は今後努力してまいりたいと思ひます。

○和田(貞)委員 そこで、そうなるまいりましますから、自助の力がなない。自力がない。そういう方々にとつては、なかなか実態が実態でありまされども、できるだけだだグループをつくりなさい、協業化をしなさい、共同化をしなさいといつて行政指導をしたところで、なかなかそういうことにはならないわけなんです。そこで具体的に、そういうようなグループ化していき、協業化していくために、そのことによつて何らかのメリツトを与える、そのような援助を通産省として政策に打ち出して、そして協業化をすることによつて底辺をまず上げていくというふうな考え方に立ちなれないかどうかということですが、どうですか。

○小此木国務大臣 和田委員のおつしやる中小企業者、そのようないわば構造改善的な努力というものを、私たちは側面から大いに支援してまいりたいと思ひます。

○和田(貞)委員 今同じ答弁があるわけですが、私どもは、何らかひとつ検討してもらつて、どうすれば放置されがちなやつておる協業化、共同化の道が開かれていくか、どうすればそれが促進できるかということをもつと真剣になつて考えてもらひたい、そして、まず底辺を上げていく、そして今度は、中小企業の実態からいふと、実態は中小企業でありまされども、中堅企業が放置されているわけですね。その中堅企業の比較的進んだ経営

の実態あるいは技術的な問題、そういうものの全体をこの中小企業維持対策の中に取り入れられるような、そういう方途を考えてもらって、中堅企業に対する力の入れ方ということも考えてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○小此木国務大臣 和田委員のいろいろな御意見を踏まえまして、もちろん私も努力いたしてまいる所存でございます。

○和田(貞)委員 時間もありませんので余り長しゃべりませんが、最後に申し上げたいのは、これからの改善事業を進めるに当たりまして、共同によるところの設備の廃棄あるいは転廃業という場合に、今までやもいたしますと雇用問題が抜きにされておる。雇用問題を落としたりして、いかにすれば企業が生き長らえるかということを通産省としてはまず前提に考えられておるような気がしてならないわけでありまして、転廃業の際にも、あるいは設備の共同廃棄の場合にも、それによつて生ずる雇用問題、雇用確保の問題がどうなつていくのだということ処理するために、事前に労働組合のあるところは労働組合、労働組合のないところは従業員の代表の方々からいろいろな意見を、事前に協議をするというようなことをこれから行政指導をしてもらいたいと思うのですが、そういう点はいかがお考えですか。

○小此木国務大臣 おくれてまいりましたにもかかわらず、たくさん貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。通産省といたしましては、いろいろ難しい局面ではございますが、雇用の安定ということに十分努力してまいります。

○和田(貞)委員 それでは最後に、下の方の弱い者から水準を高めていってもらうことを、今後の繊維産業の政策を進めるに当たって、基本的に大事な問題であるということをぜひともお忘れなく、法の改正に当たって新しい決意のもとに、大臣を中心をやつてもらいたいということを申し添えまして、終わりたいと思います。

いたしました。

○榎山委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○榎山委員長 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○榎山委員長 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○榎山委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○榎山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○榎山委員長 次に、内閣提出、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。小此木通産産業大臣。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小此木国務大臣 機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

年に創設され、以来政府が特別会計のもとで運営してきた機械類に係る割賦販売契約、リース契約等の取引につき信用保険を行う制度であり、中小企業政策の観点からも極めて意義の大きい制度であります。

近年、機械類信用保険の規模は急激に拡大し、昭和五十八年度末における保険引受責任残高は約一兆円と五年前に比し三倍強にも達しております。また、今後におきましても中小企業のオフイースオートメーション化、コンピュータ化の急速な進展等が予想され、これに伴い電子計算機及び事務用機器等を中心に本保険の利用の伸びが見込まれるとともに、昭和五十七年度に追加されたプログラム保険についても今後その利用が本格化するものと見込まれます。

このように機械類信用保険事業の業務量の増大が確実に見込まれる状況の中で、同事業の運営の一層の効率化及び円滑化が急務となつてきております。このため、政府としては、従来特別会計のもとで政府みずから運営してまいりました機械類信用保険業務を中小企業信用保険公庫に移管することにより、機械類信用保険の事業規模の増大に的確に対応し得る体制の整備を図ることとし、同業務の移管を行うために本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、従来政府が行つてまいりました機械類信用保険の業務を中小企業信用保険公庫が行うものとするのであります。

第二に、中小企業信用保険公庫に機械類信用保険運営基金を設け、特別会計の廃止に際し政府から出資があつたものとされた金額をもつてこれに充てることと、機械類信用保険業務に係る経理についてはその他の経理と区分するものとするのであります。

第三に、機械類信用保険特別会計法を廃止することとし、機械類信用保険業務に関し国が有する権利義務は、中小企業信用保険公庫が承継するものとすることとあります。

のとするのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○榎山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明四日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「政府は、会計年度」を「中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度」に改め、同条第二項及び第三項中「政府」を「公庫」に改める。

第三条の第二項中「政府は、会計年度」を「公庫は、事業年度」に改め、同条第二項中「政府」を「公庫」に改める。

第五条及び第六条中「政府」を「公庫」に改める。

第七条中「政府は、一会計年度内」を「公庫は、一事業年度内」に、「保険金額」を「保険価額」に、「会計年度」とを「事業年度」とに、「こえない範囲内において」を「超えない範囲内であければ」に、「締結するものとする」を「締結することのできな」に改める。

第九条第一項及び第十條第一項中「政府」を「公庫」に改める。

本則に次の六条を加える。

(公庫の機械類信用保険業務)
第十一条 公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第十八條第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成す

るため、その業務として機械類信用保険を行
う。
(業務の方法)

第十二条 公庫は、前条の規定による機械類信用
保険の業務(以下「機械類信用保険業務」とい
う。)について、当該業務の開始の際、業務の方
法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとするときも、同
様とする。

2 前項の業務の方法には、保険関係が成立する
割賦販売契約及び購入資金借入保証契約並びに
リース契約の範囲、保険事故、保険金額の保険
価額に対する割合、保険料並びに保険金に関す
る事項その他機械類信用保険に関する業務の方
法を定めておかなければならない。
(運営基金)

第十三条 公庫は、機械類信用保険の事業に関し
て、機械類信用保険運営基金(以下「運営基金」
という。)を設け、機械類信用保険法の一部を改
正する法律(昭和五十九年法律第 号)附
則第三条第二項の規定により政府から出資があ
つたものとされた金額及び次項の規定により政
府から出資された金額をもつてこれに充てるも
のとする。

2 政府は、運営基金に充てるため必要があると
認めるときは、予算で定める金額の範囲内にお
いて、公庫に追加して出資することができる。
3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつ
たときは、その出資額により資本金を増加する
ものとする。

(特別勘定)
第十四条 公庫は、機械類信用保険業務に係る経
理については、その他の経理と区分し、特別の
勘定を設けて整理しなければならない。
2 公庫は、前項に規定する特別の勘定におい
て、毎事業年度の損益計算上利益を生じたとき
は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、な
お残余があるときは、その残余の額は、積立金
として積み立てなければならない。

3 公庫は、第一項に規定する特別の勘定におい
て、毎事業年度の損益計算上損失を生じたとき
は、前項に規定する積立金を取り崩して整理
し、なお不足があるときは、その不足の額は、
損失の繰越しとして整理しなければならない。
4 第二項に規定する積立金は、前項の規定によ
り損失をうめる場合を除いては、取り崩しては
ならない。
(中小企業信用保険公庫法の特例)

第十五条 機械類信用保険業務についての中小企
業信用保険公庫法第二十六条、第二十八条第一
項及び第三十三条の規定の適用については、同
法第二十六条、第二十八条第一項及び第三十三
条第一号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣
(機械類信用保険業務に係る事項については、
通商産業大臣)」と、同法第二十六条第二項及び
第二十八条第一号中「又は中小企業信用保険
法」とあるのは「、中小企業信用保険法又は機
械類信用保険法」と、同法第三十三条第一号中
「この法律」とあるのは「この法律又は機械類信
用保険法」と、同条第三号中「第十八条第一項」
とあるのは「第十八条第一項及び機械類信用保
險法第十一条」とする。
(大蔵大臣との協議)

第十六条 通商産業大臣は、第十二条第一項の規
定による認可をしようとするときは、大蔵大臣
と協議しなければならない。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から
施行する。
(機械類信用保険特別会計法の廃止)
第二条 機械類信用保険特別会計法(昭和三十六
年法律第五十七号。以下「特別会計法」とい
う。)は、廃止する。

2 機械類信用保険特別会計(以下「特別会計」
という。)の昭和五十九年四月一日に始まる会
計年度は、特別会計法の廃止の日の前日に終わ
るものとする。

3 特別会計の昭和五十九年度以前の年度の決算
の処理に関しては、なお従前の例による。
(権利義務の承継等)

第三条 特別会計法の廃止の際現に機械類信用保
險法による保険事業に関し国が有する権利及び
義務は、その廃止の時において、中小企業信用
保険公庫(以下「公庫」という。)が承継する。
2 前項の規定により公庫が国の有する権利及び
義務を承継したときは、特別会計法の廃止の日
の前日における特別会計の資本の額からその繰
越損失の価額を控除した残額に相当する金額
は、政府から公庫にこの法律による改正後の機
械類信用保険法(以下「新法」という。)第十三
条第一項の機械類信用保険運営基金に充てるべ
きものとして出資されたものとする。この場合
において、公庫は、その額により資本金を増加
するものとする。
(経過措置)

第四条 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事
業年度に係る新法第三条第一項及び第三条の二
第一項の規定の適用については、この法律の施
行の際現に政府がこの法律による改正前の機械
類信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一
項の規定により締結している機械類信用保険の
保険契約は、公庫が新法第三条第一項又は第三
条の二第一項の規定により締結した機械類信用
保険の保険契約とみなす。
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第六条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年
法律第九十三号)の一部を次のように改正す
る。
第四条第一項、第二項及び第四項中「保険準
備基金」を「中小企業信用保険準備基金」に改
める。
第十九条第一項中「業務開始」を「前条第一
項に規定する業務について、当該業務の開始」
に改め、同条第二項中「保険に関する」を「前

条第一項第一号の保険に関する」に、「貸付に関
する」を「同項第二号の貸付に関する」に改
める。
第二十二条第一項中「保険準備基金」を「中
小企業信用保険準備基金」に改める。
第二十三条第一項中「公庫は、」の下に「第十
八条第一項に規定する業務に係る経理におい
て」を加え、同項ただし書中「同条第二項」
を「、同条第二項」に、「との合計額」を「及び
機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十
六号)第十三条第一項の機械類信用保険運営基
金(次項ただし書において「運営基金」という。)
に相当する金額の合計額」に改め、同条第二項
中「公庫は、」の下に「第十八条第一項に規定す
る業務に係る経理において」を加え、「取りくず
して」を「取り崩して」に改め、同項に次のた
だし書を加える。
ただし、資本金のうち運営基金に相当する
金額については、減額してはならない。
第二十三条第四項中「組入」を「組入れ」に
改め、「第三項」の下に、機械類信用保険法の一
部を改正する法律(昭和五十九年法律第
号)附則第三条第二項後段並びに機械類信用保
險法第十三条第三項を加え、同条第五項中「公
庫は、」の下に「第十八条第一項に規定する業務
に係る経理における」を加える。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てるための特別会計等からする一般会計への繰
入及び納付に関する法律の一部改正)
第七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源
に充てるための特別会計等からする一般会計へ
の繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法
律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「、機械類信用保険特別会計」を削
る。
(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の
基金に関する法律の一部改正)
第八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法
人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第百

六十九号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項第二号中「保険事業」を「中小企業信用保険の事業(以下「保険事業」という。)」に、「保険準備基金」を「中小企業信用保険準備基金(以下「保険準備基金」という。)」に改める。

理由

機械類信用保険事業の業務量の増大が見込まれる現状にかんがみ、これに適確に対処する体制を整備するため、政府が行っている機械類信用保険の業務を中小企業信用保険公庫に行わせることとする。同時に、機械類信用保険特別会計を廃止して、当該特別会計に属する権利義務を中小企業信用保険公庫に承継させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年四月十一日印刷

昭和五十九年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K